

第一百三十二回 參議院商工委員会議録 第五号

(一四二)

平成七年三月十七日(金曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

村田 誠醇君

補欠選任

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

久世 公堯君

杏掛 哲男君

吉村 剛太郎君

梶原 敬義君

長谷川 清君

委員

倉田 寛之君

斎藤 文夫君

下条進一郎君

中曾根弘文君

前畑 幸子君

吉田 達男君

薗科 满治君

井上 計君

牛鶴 正君

松尾 官平君

小島 慶三君

市川 正一君

久世 公堯君

吉村 剛太郎君

梶原 敬義君

長谷川 清君

公正取引委員会
事務局長
公正取引委員会
事務局取引部長
経済企画庁長官
官房長官
経済企画庁調整
局長
経済企画庁国民
生活局長

経済企画庁物価
局長
経済企画庁総合
計画局長
経済企画庁調査
局長
大来 洋一君
土志田征二君
坂本 導聰君
谷 弘一君
生田 長人君

法務省保護局觀
察課長
外務省総合外交
政策局軍備管理
軍縮課長

外務省アジア局
中國課長
外務省條約局國
際協定課長
大蔵省国際金融
金融業務課長

通商産業大臣官
房総務審議官
通商産業大臣官
房商務流通審議
官

通商産業大臣官
房審議官
通商産業省貿易
局長

通商産業省産業
政策局長
通商産業省基礎
産業局長
資源工エネルギー
府長官

中小企業廳長官
常任委員會専門
員

警察庁生活安全
環境課長
検察第一課長
刑事局搜查第一課
長官

防衛廳教育訓練
局教育課長
防衛廳裝備局武
器需品課長
石井 道夫君
生田 長人君

山中 昭栄君
石井 道夫君
高松 勝君

糸田 省吾君
涌井 洋治君
淳君
淳君
喜岡 淳君
喜岡 淳君
久世 公堯君

申し上げます。
○國務大臣(橋本龍太郎君) 平成七年度の通商產業
省関係予算及び財政投融資計画について御説明
申し上げます。
我が國経済は、緩やかながら回復基調をたどつ
ておりますが、一方では、雇用情勢が依然厳しい
状態であるほか、設備投資も終じて低迷が続いて
おります。

そこで、ようやくあらわれてきた景気回復の基礎を
取りを本格的なものにして、今後の発展の基礎を
築くため、為替変動を含め、内外の経済動向を注
視しつつ、適切かつ機動的な経済運営に努めると
ともに、我が国がゆとりと豊かさに満ちた二十一
世紀を迎えるため、自己責任に基づけられた創造力と活力に満ちあふれた経済社会を構築することが
必要不可欠であります。

また、顕在化するエネルギー環境問題に対し責
任ある対応を果たすとともに、新たな国際秩序の
形成に向けて主として取り組んでいくことが一層
重要となつております。

私は、このような認識のもとに、平成七年度の
通商産業省関係予算等の作成に当たり、次のよう
な基本方針に沿つて諸施策の実現を図ることとし
た次第であります。

第一は、国際社会に開かれた豊かな経済社会を
実現するための改革の推進として、市場機能の強
化による経済改革の推進と社会資本の整備を行う
ものであります。

第二は、新規経済活動分野の開拓等を通じた産
業化による経済成長を実現するための政策の確
立と実現を図ることです。

第三は、国際社会との競争力を高め、外貨儲
蓄による通商産業の安定化を図ることです。

以上が、主たる政策的取組みです。

○委員長(久世公堯君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十六日、村田誠醇君が委員を辞任され、その
補欠として喜岡淳君が選任されました。

○委員長(久世公堯君) 去る三月十四日、予算委
員会から、本日三月十七日一日間、平成七年度一

業構造転換の促進として、新規市場創造に向けた構造改革、技術開発、情報化、中小企業施策等を推進するものであります。

第三は、総合的エネルギー政策の展開として、エネルギーの安定供給を確保しつつ、エネルギー供給体制の柔軟化・効率化等を推進するものであります。

第四は、自己責任を基礎とした質の高い国民生活の実現として、環境調和型経済社会の構築等を推進するものであります。

第五は、調和ある対外経済関係の構築と地球的課題への対応として、APEC域内協力等の対途上国協力、地球温暖化問題への対応等を行うものであります。

この結果、一般会計につきましては、九千二十一億九千七百万円を計上しております。また、特別会計につきましては、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計七千十一億九千九百万円、電源開発促進対策特別会計四千五百二十五億六千六百万円を初め、当省所管の五つの特別会計にそれぞれ所要の予算額を計上しているところであります。さらに、財政投融資計画につきましては、財投規模ベースで九兆九千七百九十一億円を計上しております。

以上、平成七年度における通商産業省関係の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げました。

通商産業省関係予算及び財政投融資計画の詳細につきましては、お手元に資料をお配りいたしておりますが、委員各位のお許しをいただき、説明を省略させていただきます。

○委員長(久世公堯君) 次に、経済企画庁長官から説明を聽取いたしました。

○國務大臣(高村正彦君) 平成七年度の経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち経済企画庁

の予算額は、五百六十九億円余りであります。

また、財政投融資計画につきましては、海外経済協力基金に係る分として、六千三十五億円を予定しております。

以下、重点事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、適切かつ機動的な経営運営との確な経済情勢判断の推進に必要な経費として、六千二百円余りを計上しております。

この内訳の主なものは、経済状況を的確に把握するため単身者世帯の消費予測調査の実施、早期政策判断支援システムの運用・改善などに必要な経費であります。

第二に、構造問題への対応に必要な経費として、一億四千五百万円余りを計上しております。

この内訳の主なものは、内外価格差の是正・縮小のための調査・分析、適切な公共料金政策の推進、規制緩和の経済に及ぼす効果の調査・分析、空洞化等の構造変化への対応、活力ある地域経済の実現に向けた施策の検討に必要な経費であります。

第三に、豊かで安心できる生活者重視社会の実現に必要な経費として、三十三億二千二百万円余りを計上しております。

この内訳の主なものは、製造物責任法を適正に施行し被害の防止と円滑な救済等を図るために消費者安全施策推進、地方消費者行政推進事業、国民生活センターの機能の充実・強化及び生活者・消費者自立のための支援、経済と環境問題についての調査・検討などに必要な経費であります。

第四に、国際経済問題への取り組みの強化に必要な経費として、四百三十九億二千二百万円余りを計上しております。

この内訳の主なものは、まず海外経済協力基金に対する交付金四百三十五億円余りであります。本基金の平成七年度の事業規模は、九千四百億円を予定しており、このための資金として、一般会計において、前述の交付金のほか出資金三千三百四十四億円が大蔵省に計上されるとともに、財

政投融資計画においても、資金運用部資金等からの借入金六千三十五億円が予定されております。

また、市場アクセスの改善と国際的に調和と定しております。

以下、重点事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、公正取引委員会の機能を拡充強化するための経費として、二億六千七百万円を計上しております。

この内訳の主なものは、各種構造変化に対応した国民経済計算体系の改定作業の推進、情報システムの高度化を図るための情報処理装置の整備などに必要な経費であります。

以上、平成七年度における経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げました。

○委員長(久世公堯君) 次に、公正取引委員会委員長から説明を聽取いたします。小粥公正取引委員会委員長。

○政府委員(小粥正口君) 平成七年度における公正取引委員会の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(久世公堯君) 平成七年度における公正取引委員会の予算につきまして、その概要を御説明申し上げました。

○委員長(久世公堯君) 以上で説明の聽取は終りました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉村剛太郎君 冒頭に、今国会は御存じのよう

二億三千九百万円となつております。これは、

前年度予算額に比べますと六百万円、○・一%の減額となつております。

これは、前年度予算額に廻移転のための経費

ことによるものであり、これを考慮いたしますと、

実質的には四・六%の増となつております。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第一に、独占禁止法施行経費等として、四十八億千百万円を計上しております。

これは、違反事件の審査のための経費、経済実

態や流通実態の調査及び対策のための経費など、独占禁止法を厳正に運用するとともに、法運用の透明性を確保するための経費であります。

第二に、下請代金支払延等防止法施行経費として五千万円を計上しております。

これは、下請法運用の強化と啓発・普及活動を

実・強化を図るための経費であります。

第三に、不当景品類及び不当表示防止法施行経費として、二億六千七百万円を計上しております。

これは、景品表示行政を積極的に推進することにより、消費者利益の保護を図るための経費であります。

第四に、公正取引委員会の機能を拡充強化するための経費として一億千百万円を計上しております。

これは、独占禁止法違反事件の処理を担当する審査部門を中心とした増員、機構の拡充等を行うための経費であります。

以上、平成七年度における公正取引委員会の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げました。

○委員長(久世公堯君) 以上で説明の聽取は終りました。

何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(久世公堯君) 以上で説明の聽取は終りました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉村剛太郎君 冒頭に、今国会は御存じのよう

に東京の二つの信用組合連絡会議に絡みまして官僚のモラルというものが大変問われておるわけ

ござります。そういう中におきまして、今回のは

特に大蔵省との関係でございますが、しかし通産省といたしましても、これを他山の石として今日まで網紀引き締めには努めてこられたと思いま

すが、こういう問題を見ましてなお一層そういう

面の引き締めということを図っていかなければな

らないであろう、このように思う次第でござい

ます。

特に、通産省はそれぞれ経済界との関連が深いところでございます。当然、地に足がついた、また血が通った通産行政、政策といいますものを遂行していくからには、そういう現場の民間の方々と密接な連絡をとり合う、時には肌の触れ合いを通して真の声を聞くということもこれまた大変大切なことであろう、このように思う次第でござりますが、それだからこそ、特にこういう機会にそいうところのけじめといいますものもう一度見直す必要があるのではないか、このように思う次第でございます。

そういう点に關しまして、大臣もしくは事務官の今日の取り組み及び今後の取り組みについて何かあればお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、世間でさまざま角度から官僚のモラルというものが議論の対象になり、一部御批判を受けている部分がありますことを大変残念に思ひます。

公務員といふものは国民全体の奉仕者、そしてその職務を行ふに当たりましてやしらも国民から疑惑を受けるようなことがあつてはならないといふのは当然のことであります。通産省いたしましても、従来から綱紀廉正といふものについてはその維持に遺漏なきを期してきたつもりであります。これからも機会のありますたびに官庁綱紀の廉正について徹底を図つてまいりたいと思ひます。

先般の閣議におきまして、内閣官房長官からそれぞれの省厅における綱紀廉正をもう一度きちんと確認してほしいという御指示がありまして、通産省いたしましては、三月十五日に事務次官が局長、長官等を集めました会議を持ちました際、一層綱紀の廉正の徹底を改めて指示いたしました。今後ともに国民の批判を招かない、そうした姿勢をとり続けてまいりたい、そのように考えております。

○吉村剛太郎君 まさに今大臣がおっしゃつたよ

うに、国民の疑惑を招かないよう厳正な態度で臨んでいただきたい、このように思つていて

きょうは通産省及びその他でございますが、行政の中核で仕事をしていただいている方が並んでおられるわけでございます。皆様はそれぞれ、一般企業いわゆる利益を追求するというような会社に就職するのではなく、行政という組織の中に

入つて、そして皆様が持つておられます考え方や能

力といいますものを行政の中で大いに活用してい

ただき國の運営に参画する、そういう使命感と、またそこに誇りを持つて取り組んでおられるわけ

でございます。そういう面で、本当にこれらの国のために社会のためにすばらしい官僚としての活躍を心から期待したい、このように思う次第でございます。

それと同時に、このように言つております我々政治家もまた、これを機会に本当に反省すべきところを反省し、厳謹な気持ちで政治に取り組んでいかなければならぬ、このように思う次第でござります。よろしくお願いいたします。

続きまして、今日の急激な円高についてお聞きしたいと思います。かつては一ドル三百六十円の時代がございました。我々子供のころは一ドルは三百六十円ということでずっと認識しておつたわ

けでございますが、ちょうど十年前のプラザ合意、その当時は一ドルが一百四十円弱でございました。それから十年たままで今日、きょうは私まだレートを見ておりませんが、恐らく九十四円ぐら

いではないかと思いますが、まさに急激な円高になつてきておるわけでございます。

この要因は、一方では投機的な側面が強い、このようにも言われておりますが、しかし基本的には我が国の貯蓄性向の高さ、貯蓄過剰といいます

か貯蓄の高さ、また大幅な貿易収支の黒字、そつ

いうところがやはり根底になっておるんではないか、このように思う次第でございます。

そういう中で、今日のこのような急激な円高を見ますときに、一つは、ドルといいますものが今

はボンドの時代があつた、しかしイギリスが力が弱まるときと同時にボンドからドルの時代になつてしまつたわけでございます。戦後の五十年はある意味ではドルの時代であったと言えるのではないか、

このように思うところでございますが、そのドルが今威信を大きく傷つけておる、このようにも感じます。そこで、ある意味ではドルにかかる影響を受けないという答えが三%弱はございま

た。また、これに対して立ち向かうだけの気力を今おられるわけでございます。皆様は有しておられました。ところが、今

般企業いわゆる利益を追求するというような会社に就職するのではなく、行政という組織の中に

入つて、そして皆様が持つておられます考え方や能

力といいますものを行政の中で大いに活用してい

ただき國の運営に参画する、そういう使命感と、またそこに誇りを持つて取り組んでおられるわけ

でございます。そういう面で、本当にこれらの国のために社会のためにすばらしい官僚としての活躍を心から期待したい、このように思う次第でござります。

それと同時に、このように言つております我々政治家もまた、これを機会に本当に反省すべきところを反省し、厳謹な気持ちで政治に取り組んでいかなければならぬ、このように思う次第でござります。よろしくお願いいたします。

続きまして、今日の急激な円高についてお聞きしたいと思います。かつては一ドル三百六十円の時代がございました。我々子供のころは一ドルは

三百六十円ということでずっと認識しておつたわ

けでございますが、ちょうど十年前のプラザ合意、その当時は一ドルが一百四十円弱でございました。それから十年たままで今日、きょうは私まだレートを見ておりませんが、恐らく九十四円ぐら

いではないかと思いますが、まさに急激な円高になつてきておるわけでございます。

これは本当に質的にも大変な変化であります。ますよりも実質的に我々はドル安という言い方をしたいぐらいの思いがありますけれども、その直接の原因がメキシコの経済情勢の不透明さ、そしてそれに対するアメリカの救済策のおくれといつたことに起因する、そうした批判があることは御承知のとおりであります。

同時に、ヨーロッパにおいて一部の通貨がマルクに対して非常に弱含んできている、切り下げを必要とするようなものすら生じたといった状況がありましたことも、これは否定できないことであ

ります。ちなみに、本日東京の九時、九十円六銭から八銭で取引が始まっておりまして、非常に我々としては心配な状況が続いております。そして、今委員はその原因をお尋ねいただきましてけれども、私はその原因としてはいろいろなものがおると思います。それは投機的な資本の流れもありましょう、あるいは期末を控えて企業の手持ち資金の買いかえといったこともありますかもしません。しかし、この影響がどれほど深刻に日本の輸出を中心とした中小企業等に影響を与えていいんではないかなという感じです。それでございます。N A F T A 圏はドル中心ということを行

くと思いますし、またヨーロッパは新しい共通通貨をということで今進んでおりますが、これは大変難しい状況だなという感じもするわけです。また、アジアは経済のリーダーシップは日本がどう

おるわけですから円を中心と。将来的には共通の通貨ということでも視野に置き

ながら、中期的には通貨のブロック化というよう

なことは考えられないんでしょうか。通貨当局の御意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○説明員(渡辺達郎君) 御説明いたします。

先生御指摘のように、通貨の安定ということが経済の安定に対して大変重要なものであるということはもう間違いないございません。また、欧州連合、ヨーロッパにおきまして単一通貨の導入に向けた通貨統合というのが進められているということも事実でございます。

通貨のブロック化ということでございますと、

今こういうE.Uで見られているような通貨統合の動きが他地域にも考えられるかどうかという問題であろうかと思われますけれども、一つ考えなければいけないのは、ヨーロッパの場合、ヨーロッ

パ諸国が全体として経済の発展段階を同じくしてありますから先進国の工業経済というところで各國経済の同質化、一体化が非常に進んでいるといふことが通貨統合の動きの背景といいますか、原動力になつているということが一つございます。

それから、もう一つ考えなければならないのは、一般に資本取引を自由にいたしまして通貨統合を行つていくということにいたしますと、各國の個別の経済政策といいますか、各國それぞれ固有の条件がある中で、各國独自の政策をとるという自由度が非常に制約されるという点もございます。こういうさまざまなもの条件を考えながら、それぞれの地域においてブロック化ということの当否を考えるということに中長期的にはなつてくるだらうというふうに考えております。

さらに、先生が御示唆されたんだと思いますけれども、アジア地域でそういうことが考えられるかどうかということでございますけれども、今のヨーロッパの条件と比較いたしますと、アジア地域におきましては、御承知のように各國の発展段階それから経済の状況というのも極めて多様に富んでおりといふことが一つございます。そういう観点から、現在欧州で見られているような通貨の統合化ということがそのままアジア地域に当てはまるかどうかということにつきましては、必ず

しもすぐにはそうならないのではないかというのを私どもの考え方でございます。

我々としては、現在の変動相場制を前提といたしまして、為替相場がファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが望ましいということは考えておりまして、今後とも政策協調の推進それから為替市場における緊密な協力等を通じまして為替相場の安定に努めていきたいというふうに考えております。

○吉村剛太郎君 今日、我が国は大変な黒字国でございます。国民が汗水垂らして輸出をし蓄えた対外資産というのがドル建てで保有されているわけですね。これが先ほど申しましたようについ数日前まで百円だった。それが一挙に九十円、十円安くなるということで、せっかく汗水垂らしたドル建ての資産というのが一挙に目減りするというようなこと、そういうことを考えますときに、今日、日本の貿易といいますのが、輸出の場合は円建てが四〇%ぐらいですか、輸入が二〇%ぐらいと、このように承知しておりますが、もうやはりこの時期、円建て貿易といいますもののウエートをかなり上げていかなければならぬんではないか、こんな感じを私は常々持つておる次第でございます。もちろん、円建てにするということは、日本に都合いいけれども、今度はまた相手のリスクが発生するわけですから、これは相手があることですから大変難しいことであろうかと、このよう

う一つは、商品特性といいますか、国際商品なんかですとドル建てで値決めが国際的に行われるというようなことで、そういうものの場合にはなかなか円建てにはならないというような性格があるわけでございます。そういう交渉力とかあるいは商品の特性によって円建てかドル建てかといつたようなことが決まっていくというのが現実の姿でございます。

したがいまして、長い目で考えますと貿易決済の円建て比率といつのを高めていくためには、輸出面では製品の差別化を図つて輸出企業が非価格面での競争力を強くしていくことが一つ大

事なんではないか。あるいは輸入面では、国際商品としての性格の強い一次産品からむしろ製品輸入へウエートを移していくくといふことが大事なんではないかといふふうに考えておる次第でございます。

○吉村剛太郎君 いずれにしましても、今日、世界のGDPに占めるアメリカの比率は約二〇%と、このように言われておりますが、これはかつての比率からすると相当低下しておる、このよう

に思つておる。その程度と言つてこれはアメリカは失礼かもわかりませんが、のウエートを持つたアメリカの通貨が国際通貨であるということ。アメリカは物を輸入するとその支払いはドルでやる。幾ら払つても後はドルを印刷すればいいわけ

れば上昇しておりますが、九四年九月の調査では一九%ぐらいになつております。この一九%になつた要因は、それまでの輸入の中で原油などの入のウエートが多くなったと、そういうことで製品輸入の場合では円建てで輸入をするということもできるというようなことが背景にあつたんだ

うことです。実際の貿易におきます決済をうあたりの決まり方というのは、一つは、為替運動のリスクをどちらが負担するかという取引の当事者間の交渉力の問題でございます。それからもう一つは、商品特性といいますか、国際商品なんかですとドル建てで値決めが国際的に行われるというようなことで、そういうものの場合にはなかなか円建てにはならないといふふうなことがあります。そういう交渉力とかあるいは商品の特性によつて円建てかドル建てかといつたようなことが決まっていくのが現実の姿でございます。

したがいまして、長い目で考えますと貿易決済の円建て比率といつのを高めていくためには、輸出面では製品の差別化を図つて輸出企業が非価格面での競争力を強くしていくことが一つ大

事なんではないか。あるいは輸入面では、国際商品としての性格の強い一次産品からむしろ製品輸入へウエートを移していくくといふことが大事なんではないかといふふうに思つております。

○吉村剛太郎君 いわゆるマイナスがあつたことはもう出ていたいたいと、こういうふうに思つております。御質問は、その後阪神・淡路大震災が起つた

この二・八%というものが果たして可能かどうか

か、このような危惧の念を私は持つて次第でございませんが、このように思いますし、今回急に

二・八%ということをおつしやつたわけでございませんが、あれは数字を出された時点ではまだ阪神大震災というのもない時期に数字をはじめられたようになります。そういうふうに思つておつしやつたわけでござります。

ただ、非常に世界での市場占拠率が高い商品とか、そういうものは積極的に円建てといつことが可能ではないか、このように思う次第でございます。もちろん、円建てにするわけですか、もし情報でもありましたらお聞かせいただきたいと思います。

ですから、ある意味ではドル安についての危機感というものが非常に希薄じゃないか、こんな感じを私は個人的には持つておるわけでございます。

そういう中で、先ほど申しましたように一つはドルが国際通貨としての力を相当失つておる、このように思いますときに、これはアメリカの経済もできるというようなことが背景にあつたんだ

うだと思います。でも、将来的には世界に共通する新しい通貨といふふうに思つておる次第でござります。

経企庁長官は先般平成七年度の経済成長率実質二・八%ということをおつしやつたわけでございませんが、あれは数字を出された時点ではまだ阪神大震災というのもない時期に数字をはじめられた

この二・八%というものが果たして可能かどうか

か、このようないい意味だらうと思いますが、大震災の方から言いますと、一月の鉱工業生産が低下している、当面マイナスがあつたことはもう出でています。日本経済は今フル稼働経営

から、その復興需要にこたえていくだけの力もある复兴需要も出てくる。日本経済は今フル稼働経営じゃありませんで生産余力があるわけであります

ふうに思つております。

それから、今の円高の水準でありますけれども、まさにファンダメンタルズから非常に乖離した水準でありますから、私たちは基本的にこの水準が長く続くとは考えていないわけですが、しかし相場のことでありますからどうなるかわからない。今後一層の警戒感を持って注視していくたい。先ほど通産大臣がお答えになつたように、この急激な円高が日本経済全体、特に輸出産業で、通貨当局に一層の御努力をお願いするともに、経済企画庁としても、マクロ経済等やるべきことは各省庁の御協力を得てきちりやつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○吉村剛太郎君　まさにただいま長官おっしゃいましたように、この急激な円高といいますものが特に輸出産業にどれだけ打撃を与えるかわからぬ、ばかり知れない、こうおっしゃつた次第でござります。私もまさにそのとおりだと思います。ただこの円高傾向といいますのがすぐ回復できる素地というのが非常に私は少ないのではないかなど、こういう状況がここしばらく続くではないかなという感じを私は個人的に持つておる次第でございまして、そうなりますと、先ほど申しますように経済成長率をかなり押し下げるということにもなつてくるのではないか、このように思ひます。

そういう中で、打撃を受ける、特に輸出を主にするような中小企業に対するやはり施策といいますもの、何とか手を差し伸べやらなければならぬと。先ほど通産大臣はできることは何でもやると、このように大変心強い御答弁をいたいたわけでございますが、具体的にちょっと幅を狭めまして、そういう輸出を主体とするような中小の企業に対する何か具体策がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　一円の円高が一年間続きました場合、その影響は例えれば自動車でありますならば三百十億、電機であれば二百二十億円という影響が既に算定されておりまして、私ども

とすれば先ほど申し上げた追い詰められた気持ちは、というのは文字どおりのものであります。そして、今回のこの三月八日以降の非常に極端な為替の振幅で別に、ここしばらくの円高の中では、私どもはまさにこの経済環境の変化の中で産業構造の円滑な転換を図らなければならない、そういう意識のもとに七年度予算も編成をいたしましたし、本院に御審議を願つております事業革新円滑化法あるいは中小企業創造的活動促進法、こうした法律案の成立以後、これを早期に実施に移していくということをまず最初の方針にいたしたいと思います。

また、本年三月三十日までに策定をされます規制緩和五カ年計画というの中、より中身を充実したものにして、市場アクセスの改善あるいは内外価格差の是正を図つていったようになりますと、先ほど申しますように経済成長率をかなり押しつぶすという経済構造に変えていくことも必要と考えております。

そして、これほど深刻な事態は想定いたしませんでしたけれども、進行しつつある円高に対してもその影響を中小企業について懸念をいたしております。したがいまして、そうなりますと、先ほど申しますように経済成長率をかなり押し下げるということもなつてくるのではないか、このように思ひます。

そういう中で、打撃を受ける、特に輸出を中心とするような中小企業に対するやはり施策といいますもの、何とか手を差し伸べやらなければならぬと。先ほど通産大臣はできることは何でもやると、このように大変心強い御答弁をいたいたわけでございますが、具体的にちょっと幅を狭めまして、そういう輸出を主体とするような中小の企業に対する何か具体策がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　まさにそのような円高のものと、もうこの委員会でもいろいろと論じられたわ

けでございますが、産業の空洞化ということで、円高を回避するためにそれぞれの企業が生産拠点を海外にシフトしておる、当然これからもそういうものがふえてくるであろう、このように思う次第でございますが、その問題はその問題として、やはり空洞化を補うという意味も含めて海外の資本がやはり日本にもどんどんと入ってきてもらわなければならない。特に、これだけのグローバルな経済体制といいますものが確立しておるわけでございますから、どしどしと日本に外国の資本が入ってきてもらわなければならない、このように思ひます。

私がいたいたいた資料では、一九九三年、日本の場合は対外投資が二千六百九十八億ドルに対して内投資、海外から日本に投資されたものが百六十八億ドル、十七対一と大変格差があるわけでございます。ちなみに、同年の米国の場合は、米國からの対外が七千七百六十三、対内投資が六千九百二十三。ドイツの場合は若干格差があるんですが、千四百七十三億ドルと五百七十七億ドル。イギリスは対外が二千五百二十九、それから対内が一千九百六十三。対外と対内投資が非常に均衡している中で、日本が極端にそういう対外と対内の格差が大きいということは、これはある意味では、先ほど申しましたような自由な世界貿易の中では、日本は何かそういう阻害要因があるのではないか、まさに日本貿易の封鎖性といいますものを象徴しておるのではないかということを、海外のように思う次第でございます。

日本は一億二千万の人口があり、個人所得といいますものも大変高い、世界一高い中で、日本のマーケットといいますのは海外資本にとっては大変魅力的である、このように思ひますが、そういう魅力的なところにおかつこれだけ対内投資が少ないと、対外と対内の格差が大きいということは、これは大変大きな問題があるのでないか。それはどこに問題があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　今、委員から御指摘をいただきました対内直接投資につきましては、日本として、例えば税制上の優遇措置も講じておりますし、あるいは産業基盤整備基金によります債務保証でありますとか、日本開発銀行による低利融資など、各種の支援策を講じてまいりました。しかし、御指摘のとおり、必ずしもそれが効果がないものがありますから、そのとおりであります。

こうした状況の中で、外国企業の参入をより層促進したいという、そうした思いの中から、昨年の七月、総理を議長といたします対日投資会議を設置いたしまして、外国企業などからの意見を聞いてまいりました。そこで出てまいりました問題点は幾つかあるわけであります。

一つは、まだその時点におきまして地価が十分下がつておらなかつたこともあり、土地及び家賃といったものが非常に割高になるということ、あるいはオフィス需要等が非常に厳しいといったこと、さらには政府の規制が非常に厳しくいために企業活動が阻害されるということ、あるいは目に見えない規制とは別にさまざまな行政省庁の通達とか行政指導という自分たちとしては直接知ることがなかなか困難な障壁が存在していること、さらに国内における日本の産業そのものが相当しっかりしておりますから競争が非常に厳しいということ、そうしたさまざまのポイントが挙げられておりました。

我々として何よりも考えなければならないといふことは、やはりコスト高の構造といふものは直していかなければならぬ。市場としての高コスト構造というものを是正していくためにはやはり規制緩和といった努力を積み重ねていく以外にならない。また、こうした経済構造改革への努力をすることによって投資のしやすい環境をつくり出す。今こうした意欲を持つて我々としては仕事をいたしているわけであります。

○吉村剛太郎君　ただいま御答弁いただきまして大変心強く思つた次第でございます。

いすれにしましても、日本国内に外国企業が入り、新しい発想とか文化を入れていただいて、そしてまたそこに競争が発生し、またそれによって日本の企業もまた企業マンも新しい感覚で経済を運営していく、非常に相乗効果が出てくるんではないか、このように思う次第でございます。いずれにしましても、今日の対外投資と対内投資の大差異常だ、このように思います。

これは通産行政の今後一つの大きな課題ではないか、このようにも考える次第でございまして、この問題につきましてはこれからまた私もいろいろ勉強させていただき、取り組みもさせていただきたい、このように思つ次第でございます。そういうことで、この問題はいたずらによく勉強しているいろいろと御質問もしたいと思います。

時間がありませんので、どうしてもきょうお聞きしたいと思っておったことで、法務省はきょうお見えですね。——実は、これは商工委員会に法務省をお呼びして大変奇異な感じもされているんじゃないかな、このように思いますが、特に私は中小企業といいますもの日本経済における役割の大きさ、また各地において中小企業をして商工会がお祭りやその他いろいろなイベントを通じて地域の文化、また地域の融和に尽くしておるというようなこと、本当に中小企業の意義といいますものが大変大きく感じておるところでございます。

その中で、一般、更生保護事業法といいますのが出されておるわけでございますが、それに関連しまして、実は私の知り合いの中小企業の方々で、不幸にして罪を犯され、そして保護観察下にある方々を預かって更生させる、そして手に職をつけさせる、いわゆるそういう職業指導をされている方がたくさんおられます。これは九九%、ある意味では一〇〇%中小企業、それも本当に小規模企業の方々なんです。

ところが、そういう方が本当に再犯を防ぐといふようなことで大変意義ある協力をされておるんですが、これは残念ながら、社会の中でとい

ますか、法務省でも通産省でもどこにも位置づけがないです。そして、こういう方々が、まさにボランティアですが、善意でそういう仕事をされ、されないで例えば持ち逃げされたりするようなことも多々あるんです。

私は、中小企業の役割といいますのは、先ほど申しましたように日本の経済の下支えをし、また文化を支える等いろいろな多面的なものがあるとともにあります。

同時に、そういう有意義なお仕事をされているな、このように感じる次第でございますが、そういう中で何も位置づけがないところに大変私は個人的に割り切れないものを感じる次第なんですよ。

そこで、そういうものの実態を、概略で結構ですから、保護下にある方々の大体の数とか、そういう仕事にどのような状態についておられるか、お見えですね。——実は、これは商工委員会に法務省をお呼びして大変奇異な感じもされているんじゃないかな、このように思いますが、わかる範囲で結構ですからちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(松本勝君) お答えいたします。

犯罪あるいは非行の前歴を知りつつ保護観察中の者を雇用しておるいわゆる中小企業経営者を私どもは協力雇用主、こんなふうに呼称しておりますが、平成六年四月一日現在、協力雇用主の数は個人と法人を合わせまして全国で四千五百六十四人でございまして、保護観察中の者八百七十二人を雇用しております。

申すまでもございませんが、職業は生活の基本であり、就労生活を維持することは保護観察中の者の改善、更生のため不可欠であります。ところが、保護観察中の者は、犯罪や非行の前歴があるということから、犯罪、非行の前歴を承認の上で雇用を通じて更生を援助しようとする善意を持って保

護観察中の者に職場を提供し、立ち直りに協力してくださる協力雇用主の果たす役割は極めて大きいものがあります。

協力雇用主は、我々の下部組織でございます全国五十の保護観察所が、保護司や更生保護会を通じまして中小企業経営者等に対し保護観察について理解を得まして、そして任意に登録しておいて雇用していただく、こんなふうなシステムになります。

それから、保護観察中の者を雇用していただい

て職業生活の指導をしてくださるという協力雇用主、中小企業経営者の御労苦に対しては非常にあ

りがたく思つておりまして、法務省といたしましては、法務大臣のほか、地方更生保護委員会委員長あるいは保護観察所長によりまして毎年行われております。ちなみに、平成六年の協力雇用主に対する法務大臣の顕彰、これは感謝状でござりますが、十七ということになつております。今後とも、協力雇用主の方々の御労苦に少しでも報い

るべく顕彰の充実に努めてまいりたいと考えております。

○吉村剛太郎君 もう時間がございません。ありがとうございます。

そういうことで、申しましたように中小企業というのはそういうところまで社会に貢献しておるということ、中小企業庁の方も当然御存じだと思いますが、通産省も御存じだと思いますけれども、そういう認識も新たにしていただきたい。

それから、もうちょっと組織立つて研修とか、やっぱり職業につかないから再び罪を犯すんだと思うんですね。やはり生活の基盤を与えてやる

なケースですから、何かその辺の位置づけを今後の課題としてぜひ検討いただきたい、このようにお願いします。私の質問を終わります。

○前畠幸子君 今国会の最大の政治課題は特殊法の見直しでございますけれども、それと同じよう

に規制緩和という問題もこの国会で大変頑張らなければいけない、勉強しなければいけない問題の一つであると思います。

先ほど来る御質問の中でもありましたように、

今ドル安なのか円高なのかというこの現状認識について考えますときには日本の経済の構造的な要因があるものと思います。私どもとしては企業活動とか雇用への影響を大変心配いたしております。協力雇用主に対する表彰については職業活動の指導をしてくださるという協力雇用主、中小企業経営者の御労苦に対しては非常にあ

りがたく思つておりまして、法務省といたしましては、法務大臣のほか、地方更生保護委員会委員長あるいは保護観察所長によりまして毎年行われております。ちなみに、平成六年の協力雇用主に対する法務大臣の顕彰、これは感謝状でござりますが、十七ということになつております。今後とも、協力雇用主の方々の御労苦に少しでも報い

るべく顕彰の充実に努めてまいりたいと考えております。

○吉村剛太郎君 もう時間がございません。あり

がとうございます。

そういうことで、申しましたように中小企業と

いうことはそういうところまで社会に貢献しておる

ということ、中小企業庁の方も当然御存じだと思いますが、保護観察中の者は、犯罪や非行の前歴がある

ますので、お力をいただきたいと思っております。

まず、この内外価格差が日本でどうしてなかなか是正されていかないという、その生じている

理由の一つはどんなのが考えられるのか、お話を

いたいただきたいと思います。

○政府委員(牧野力君) 内外価格差が消費財、生

存在することは御指摘のとおりでございます。内外価格差が存在をいたしましたと、国民生活の豊かさが削減されるということのみならず、産業の競争力が低下をいたしましていわゆる空洞化が非常に進むんではないかという懸念もあるわけでござります。

ところで、要因でござりますけれども、いろいろな要因があるわけで、当然のことながら、円高あるいは先ほど大臣が申し上げましたように土地等のコストが非常に高いといった要因もあるわけでございますが、やはり今御指摘がありましたように、各種のいわゆる公的規制、あるいはそれに加えまして民間事業者の取引慣行といったようなものも原因となっているというふうに思います。さらには、最近非常に改まつてきているとは思いますが、日本の消費者のブランド志向といいますか、購買行動等もあるいはあるんではないかといふふうに思っております。

○前畠幸子君 今黒字減らしの最たるものに、今度の復興に向かっての住宅に外国からの建築物を入れるということの案が上がっております。建築といふ問題は、木材もあれば鋼材もあれば塗料もあれば電気もガスもいろんな附帯したものが多かるわけでございますので、そういうものに関して少しずつ価格差が累積して高くなつてくるというような御説明もいただきました。例えば、外國ですと一千百万ぐらいで建てる建物が日本に入つてきますと二千八百万ぐらいの価格になるというような御説明を先日聞きましたけれども、これはすべての段階でいろいろなコストが附帯して高くなつていいのであらうと思われます。そのぐらい、二・七、八倍ぐらい違つてているわけでござりますね。

いろいろなことが考えられますけれども、私はきょう本当に単純な化粧品を一つ例に挙げまして御説明をいただきたいと思うんです。

大体、一般的に日本の価格はアメリカよりも欧洲よりもほとんどが高い傾向にあることはこれは間違いないと思います。それは、今おっしゃいま

ところで、要因でござりますけれども、いろいろな要因があるわけで、当然のことながら、円高あるいは先ほど大臣が申し上げましたように土地等のコストが非常に高いといった要因もあるわけでございますが、やはり今御指摘がありましたように、各種のいわゆる公的規制、あるいはそれに加えまして民間事業者の取引慣行といったようなものも原因となっているというふうに思います。さらには、最近非常に改まつてきているとは思いますが、日本の消費者のブランド志向といいますか、購買行動等もあるいはあるんではないかといふふうに思っております。

重視している傾向にあるために、きれいな箱に入つたりきれいな包装をされていると高級なイメージを持つという、そういうことも、私ども消費者にも責任があるということは考えられます。大体、日本に来るときにはそういう高級なもののは販売個数が少なくなるわけでございますので、そういう点からも、一つの単位の広告とか、そういう附帯した家賃、宣伝費というものがその価格に少しずつ反映されるわけですから高くなっています。先日、私の地元のデパートを歩きました、そこでの販売の方に傾向をお聞きしましたところ、私もちょっととびっくりしたんですけども、エルメスというスカーフなど、皆さんも御存じの方もあると思いますけれども、三万円から四万円ぐらいで輸入すると飛ぶようになってしまふ。きょう迷つて、来週末たらもうなかつたというぐらいスカーフとかハンドバッグが売れているということを聞きまして、まだまだ大したものなど、そこだけでは思いました。まあ洋服とか宝石品とかそういうものはかなり落ちているようですね。されども、そういう一部門もあるようでござります。

私としてはちょっと心外でびっくりしたわけでござりますけれども、私が買える範囲で一つ例にとらせていただきますと、こんな小さい口紅でござりますね、これが空港の免税店へ行きますと二千四五百円から三千円まで買えるわけですね。ですから、そこで買ってきて一年間一生懸命大事に使うわけでござりますけれども、それがデパートに並びますと五、六千円するわけですね。約倍になりますね、これが空港の免税店へ行きましたと二千四五百円から三千円まで買えるわけですね。

リカからの輸入品をということで内外価格差をとりますと、口紅で、東京で百貨店を一〇〇とします

したように、輸入コスト、運賃とか保険料だと何か、それから我が国の人件費だと地代を含めた家賃の高さだと、流通段階でのコストの要因が三六、ロンドン、パリでも四四、五というところでございます。これだけの差があるということを重視して、日本の百貨店を一〇〇としますと、ディスカウント店では七八ぐらいだそうです。ニューヨークですとそれが四三、ロサンゼルスですと三六、ロンドン、パリでも四四、五というところなんですね。これだけの差があるということを重視して、日本の百貨店を一〇〇としますと、ディスカウント店では五八、ニューヨークでは五五ということになる。もう一つ、ボーグルベンをとりましても、日本の百貨店を一〇〇としますと、ディスカウント店では五八、ニューヨークでは五五ということになります。

○政府委員(清川佑二君) 前畠委員の関係の口紅について私どもの把握しているところを申し上げますと、私は平成五年、平成六年と調査をしましたが、内々価格差についてござりますけれども、これだけ倍になつてござりますけれども、これだけ倍になつてござりますけれども、これだけ倍になつてござります。

○前畠幸子君 今御説明のあったように、特に化粧品というのが今のところ倍率が高いようでございます。これはまた後で再販価格の問題のときにありますと、日本で販売されております欧米ブランドの口紅、これは原産国の販売価格の一・六倍あるいは二倍に相当するというような、このようないくつかの価格差が存在しているというふうに私ども把握をしているわけでござります。平成五年度の調査によりますと、日本で販売されております欧米ブランドの口紅、これは原産国の販売価格の一・六倍あるいは二倍に相当するというような、このようないくつかの価格差が存在しているというふうに私ども把握をしているわけでござります。

この価格差の要因として、いろいろ分析をしているわけではござりますが、一つには、今前畠委員の御指摘のような、人件費の問題あるいは土地代などの販売コストが諸外国に比べて高いという点もござります。また、高級化粧品市場をターゲットとして販売チャネルを限定する、あるいは広告、宣伝を非常に多く使うということで高級イメージを形成し、維持を図っているこういったようなメーカーの販売戦略もあるよううかがえます。また、輸入化粧品は高価格でも購入をしたいといふ消費者の購買行動が影響している部分もあるうかと思われます。

ただ、一つ変化がございまして、最近でござりますけれども、消費者の意識の変化あるいは二二の変化も見られまして、高級品とされてきておりました輸入化粧品につきましても、例えば歐州のブランドの口紅の価格は、平成五年から六年にかけまして四割弱引き下げられたといったようなこと、ディスカウント店では七八ぐらいだそうです。ニューヨークですとそれが四三、ロサンゼルスですと三六、ロンドン、パリでも四四、五というところなんですね。これだけの差があるということを重視して、内々価格差の動きも現実にあるわけでござります。このように次第でござりますので、私どもやはり消費者あるいは産業界の皆様方の意識改革にも貢献してまいりたいというふうに考えております。

○前畠幸子君 今御説明のあったように、特に化粧品というのが今のところ倍率が高いようでございます。これはまた後で再販価格の問題のときにありますと、日本で販売されております欧米ブランドの口紅、これは原産国の販売価格の一・六倍あるいは二倍に相当するというような、このようないくつかの価格差が存在しているというふうに私ども把握をしているわけでござります。平成五年度の調査によりますと、日本で販売されております欧米ブランドの口紅、これは原産国の販売価格の一・六倍あるいは二倍に相当するというような、このようないくつかの価格差が存在しているというふうに私ども把握をしているわけでござります。

○前畠幸子君 今御説明のあったように、特に化粧品というのが今のところ倍率が高いようでございます。これはまた後で再販価格の問題のときにありますと、日本で販売されております欧米ブランドの口紅、これは原産国の販売価格の一・六倍あるいは二倍に相当するというような、このようないくつかの価格差が存在しているというふうに私ども把握をしているわけでござります。

○政府委員(大宮正君) ただいま委員からも御指摘がございましたように、我が国の流通構造につきましては、消費者ニーズの変化、あるいは規制緩和の進展、円高等による輸入増大等を背景といたしまして、現在その構造が大きく変化しつつあるところでございます。このような構造変化の中でも、メーカー、卸売業、小売業においては、消費者ニーズの変化によりよく対応すべく相互に協力を強めています。この結果、流通構造が大きく変化するところがござります。

御承知のように、ただいま小売業におきましては、外国メーカーや中小メーカー等との協力によりプライベートブランド商品の開発へ取り組むといったような動きがござりますし、そのほかに卸売業者との協力によって共同配送を進める事例も見られます。また、メーカーと小売業、あるいは卸売業と小売業が商品販売アーティを共有すること等により商品調達等を効率化しようとする動きが出ております。さらに、中小流通業におきましても、仕入れ、輸入、配達等を共同化することでコスト削減に努める企業も登場しております。

以上のように、流通にかかる企業が既存の業種や企業の垣根を越えて協力、提携する動きが、大企業同士だけではなくて、中小企業も含めた形で幅広く進展しておるところでございます。このような動きは、いわば製・メーカー、配・問屋、販・小売と、製配販同盟というような言葉でも言っておりますけれども、私どもこういった状況を踏まえまして、現在、産業構造審議会とそれから中小企業政策審議会の合同会議におきまして我が国流通の現状と課題ということにつきまして御審議をしておるところでございます。

ことしの半ばごろにこの答申が出ると思いますけれども、こういったものを踏まえまして、從来からも物流の合理化あるいは共同化等につきましては金融・税制上の措置を講じておりますけれども、さらにも要所の対策を検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○前畠幸子君 そのとおりだと思うことをおっしゃるわけですが、こういう外国製品で、先ほど申し上げましたようなスカーフとかそれから洋服とか、そういうものはデザインだと染色だとか、そういう人間の趣味とかが加味してくるわけですから、これは多少そういう付加価値的なものもコストに反映されることは私も理解をしたいたいと思います。口紅なんかも、それはどういうブランドのものがいいという自分の嗜好もあるわけですから、それも一つ絡んでくるであろうと思うわけです。

今、問屋のお話が出ましたが、日本は元来、今までの経済はメーカーがあり問屋がありそして売なり、そういうルートがあつたわけですがこれといったような動きがござりますし、そのほかに卸売業者との協力によって共同配送を進める事例も見られます。また、メーカーと小売業、あるいは卸売業と小売業が商品販売アーティを共有すること等により商品調達等を効率化しようとする動きが出ております。さらに、中小流通業におきましては、仕入れ、輸入、配達等を共同化することでコスト削減に努める企業も登場しております。

以上のように、流通にかかる企業が既存の業種や企業の垣根を越えて協力、提携する動きが、大企業同士だけではなくて、中小企業も含めた形で幅広く進展しておるところでございます。このような動きは、いわば製・メーカー、配・問屋、販・小売と、製配販同盟というような言葉でも言っておりますけれども、私どもこういった状況を踏まえまして、現在、産業構造審議会とそれから中小企業政策審議会の合同会議におきまして我が国流通の現状と課題ということにつきまして御審議をしておるところでございます。

○政府委員(大宮正君) 先ほどちよつと私が御説明いたしましたように、メーカーといわゆる卸・小売、この関係は、従来のどちらかというとメーカー主体の考え方から、むしろ流通、さらにはいわゆる消費者のニーズをPOSシステム等によりまして的確にくみ上げて流通業界あるいはメーカーにさかのぼっていく、そういう新しい動きが出てきておると思います。

ただ、先ほどお話をいたしましたように、こういう卸・問屋各社も、いろんなそういう低価格のニーズに応じまして、共同で配送をするとかあるのはそういうメーカーと消費者をつなぐような一つの流通の合理化のいろんな提案をしていくといふようなことで新しい動きが生じております。私は、この点で、共同で配送をするとかあることは、そういうメー

カー主体の考え方から、むしろ流通、さらにはいわゆる消費者のニーズをPOSシステム等によりまして的確にくみ上げて流通業界あるいはメーカーにさかのぼっていく、そういう新しい動きが出てきておると思います。

ただ、先ほどお話をいたしましたように、こういう卸・問屋各社も、いろんなそういう低価格のニーズに応じまして、共同で配送をするとかあるのはそういうメーカーと消費者をつなぐような一つの流通の合理化のいろんな提案をしていくといふようなことで新しい動きが生じております。私は、この点で、共同で配送をするとかあることは、そういうメー

カー主体の考え方から、むしろ流通、さらにはいわゆる消費者のニーズをPOSシステム等によりまして的確にくみ上げて流通業界あるいはメーカーにさかのぼっていく、そういう新しい動きが出てきておると思います。

○前畠幸子君 この価格破壊、内外価格差問題で、最近私が悩んでいる問題が一つございます。

昨年、お酒の規制が外れまして、今ではどこでも売れるということになりました。今まで長い間、酒屋というのは規制されて、ある意味で守られてきたと言つてしまえばそれまでございますけれども、売ったビールの一本の重さのうち半分は税金として国がただいているわけで、逆に言いますと、小売業者は徴税の先頭に立つていたといふような気分もあるわけですが、それが昨年、酒税が上がって、その明くる日に大型スーパーでディスカウント販売が始まつたという、通産省としてはどういうお気持ちでやられたのかと思うんですけれども、そういう事態がございました。

酒屋は、今地域で千五百人で一店舗生活しているという基準でござりますけれども、生まれた赤ん坊からお年寄りまで千五百人ということですで、三分の一を見ても五百人で生活をしていくと、いうことで、そこへ来てディスカウントショップが大変あちらこちらで出てきたわけで、酒屋の小売業の存続が厳しいという状況になつてゐるのが大変な事態でござりますけれども、生まれた赤ん坊からお年寄りまで千五百人ということですで、三分の一を見ても五百人で生活をしていくと、いうことで、そこへ来てディスカウントショップが大変あちらこちらで出てきたわけで、酒屋の小

さまで三回にわたりまして大店法の規制緩和を実行してきました。こういったところが一つの大きな競争の流れをつくつたのかなという気がいたしますが、昨年五月に第三回目の規制緩和を行いました。私は、この点で、共同で配送をするとかあることは、そういうメー

カー主体の考え方から、むしろ流通、さらにはいわゆる消費者のニーズをPOSシステム等によりまして的確にくみ上げて流通業界あるいはメーカーにさかのぼっていく、そういう新しい動きが出てきておると思います。

○前畠幸子君 円滑に進めていくための環境条件整備というものは大変大事に進んでいただかなきやいけないわけで、中小小売企業の立場、それから問屋の立場、これに連なる雇用問題というのも関連してくるわけですので、やはり三年、五年という期間をもつて指導、整備をしていただきたい、こういうふうに考えております。

大型店は要するにメーカーからトラックでそのまま直送で納品されればいいわけですが、それでも、小売業者においてはそういうことができないわけございます。問屋から仕入れていたのでは、問屋とディスカウントショップの値段が違

その辺に対する心配り、気配りというのも必要なことだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(大宮正君) ただいま委員から御指摘いたしましたとおりでございまして、例えば今でも中小小売業につきましては、いろんな流通合理化のための法律の施策、これは中小小売商業振興法の法律でございますけれども、これでいろんな共同配送等につきまして支援をしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ビジョンを受けまして中小企業厅ともタイアップしながら先生の御指摘の施策を検討してまいりたいと思っております。

○前畠幸子君 この価格破壊、内外価格差問題で、最近私が悩んでいる問題が一つございます。

昨年、お酒の規制が外れまして、今ではどこでも売れるということになりました。今まで長い間、酒屋というのは規制されて、ある意味で守られてきたと言つてしまえばそれまでございますけれども、売ったビールの一本の重さのうち半分は税金として国がただいているわけで、逆に言いますと、小売業者は徴税の先頭に立つていたといふような気分もあるわけですが、それが昨年、酒税が上がって、その明くる日に大型スーパーでディスカウント販売が始まつたという、通産省としてはどういうお気持ちでやられたのかと思うんですけれども、そういう事態がございました。

酒屋は、今地域で千五百人で一店舗生活しているという基準でござりますけれども、生まれた赤ん坊からお年寄りまで千五百人ということですで、三分の一を見ても五百人で生活をしていくと、いうことで、そこへ来てディスカウントショップが大変あちらこちらで出てきたわけで、酒屋の小

に酒税という税が大変ウエートを持っていたわけですが、その前半に申し上げます。この指定再販につきましては平成十年末までの立場も多少考えて大型店の規制緩和といふものは考えていただきたかったなど私は思いました。

これは大店舗法でも、私も大きな大店舗を申請して頑張ったことがござりますけれども、大体三年か四年すればおりてくるというのはもう業界の常識であったわけとして、それは当然そういう申請が出た時点で近所の小売店はその対応をしていかなきやいけないことにはなっているわけでございますけれども、やはりこれからそれがどんどんと外れていくことになりますと、ある程度そこに中小企業の存続ということも私どもは考えてあげなければいけないんではないかなという気がいたしておりますので、今後のそういう環境整備にかけての御指導をしていただきたいものだと思います。

また、この規制緩和と並びまして再販価格についてちょっとお尋ねしたいんですけども、今後これは維持・撤廃を含めてどういう方向に行くのか、少し御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小粥正口君) ただいま再販価格維持度、今後この問題についてどううふうに考えていくかというお尋ねがございました。簡単に御説明申し上げます。

公正取引委員会は、平成四年四月、いわゆる指定再販制度につきまして、競争政策の見地から化粧品及び一般用医薬品の再販の見直しを行いまして、指定品目の約半数を取り消す旨を明らかにいたしました。その方針に従いまして、平成五年三月、それから昨年末をもちまして、化粧品につきましてはシャンプー等十三品目、一般用医薬品については抗ヒスタミン剤等十二品目、それぞれ約半数の指定を取り消したところでございます。

私どもは、これら再販指定商品につきまして、指定縮小後の状況等の調査を行いつつ、平成十年末までに施行を図ることとしております。

○政府委員(小粥正口君) ただいまの委員のお尋ねに対しましては、再販適用除外を認められております対象に二つの分野があるということを申し

まり、この指定再販につきましては平成十年末までのすべての指定を取り消す、こういう方針を既に明らかにしているところでございます。

それから、再販適用除外を認められますもう一つの分野に、独占禁止法第二十四条の二の規定に基づきますいわゆる著作物がございます。この著作物の範囲あるいはその取り扱いを明確にするためには、立法措置によつて対応することが妥当である、そのためこの問題について幅広い角度から総合的な検討を行うという旨を、これも先ほど申し上げました平成四年の段階で既に明らかにいたしました。

そして、このような考え方を受けまして、現在私どもは書籍、雑誌、新聞等の流通実態調査等を行っております。そして、公正取引委員会に設けられております政府規制等と競争施策に関する研究会、その中に学識経験者からなります再販問題等検討小委員会を設けて、主として法律、経済の理論面を中心として専門的に検討をしていただいているところでございます。

当委員会といたしましては、この小委員会での検討につきましては、ことしの夏ごろを目途として何らかの考え方を示していただきよう当小委員会にお願いをしているところでありまして、その後、そこで示されました考え方に基づきまして各界からさらに意見を求め、本問題について議論を深めさせていただきます。

後半に申し上げましたこの再販適用除外を認められている著作物につきましては、ただいまこのような作業を行つていてるところでございますけれども、この点につきましても平成十年末までにその範囲の限定、明確化を図る、こういうことを考えている次第でございます。

○前畠幸子君 そうしますと、要するに十年で大体撤廃の方向に一部品目を除いてはなっていくとらえていいですね。

ただいま委員のお尋ねでございますが、現段階で親企業のこのような行為による下請企業へのいわゆるしわ寄せの状況はどうか、こういうお尋ね

上げたわけでございますが、その前半に申し上げましたいわゆる指定再販、化粧品及び一般用医薬品でございますが、これにつきましては平成十年末までにすべての指定を取り消すということでござります。

それから、後半申し上げました、これは法定再販というような表現もございますけれども、再販適用除外を認められている著作物につきましては、その範囲の限定、明確化を図る、こういうことが私どもの方針でございます。

○前畠幸子君 わかりました。今、公正取引委員会の方の御説明がございましたけれども、こういう規制緩和の推進においては、特に今御説明のあったような価格の問題を通してカルテルとか独禁法違反とかそういう問題が今後考えられますので、その辺も踏まえてやはりきちっとした対応をしていただきながらならないと思います。そのため、やはり公正取引委員会の機構の強化とか、機構をきちっとしていただいて頑張っていただきたいと思います。

今後、円高とか価格破壊の影響などから下請に対する大変厳しい状況も新聞などでうたわれておりますので、そうしたことに對する親企業に対する調査なども、聞き取りなどもしていただきたいと思います。下請業者の泣き寝入りを許さないようお願いいたします。

○政府委員(小粥正口君) 下請取引につきまして、私ども公正取引委員会といたしましては、親企業が下請企業に對するいわゆる取引上の優越的地位の乱用、これは独占禁止法あるいはその特別法であります下請法上の違反行為でございますから、これについて厳しく監視をする、違反行為についてはこれを取り上げまして適切な排除措置等を行う、こういうことをしているわけでございます。

ただいま委員のお尋ねでございますが、現段階で親企業のこのような行為による下請企業へのいわゆるしわ寄せの状況はどうか、こういうお尋ね

でございますが、現在景気は緩やかに回復の方向に向かいつつあると承知をしておりますけれども、しかしながら長期間不況が継続をいたしました。その結果といたしまして、やはり私どもの承知をしておりますところでも下請に対するいわゆるしわ寄せ現象がなおかなり見られるようになります。

したがいまして、私ども、從来から毎年定期的な調査を行いまして、下請法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処しているところでございますけれども、先般來衡議論がございました昨今の円高、あるいは長引きました景気低迷の影響が大きいと考えられます業種を中心いたしまして、今年度におきましては通常の定期調査以外に、下請事業者約一社を対象に今月中にも違反行為監視のための特別調査を実施することにしております。

それからさらに、やはり最近の円高あるいはストラの動きの中で、親事業者と下請事業者の取引関係がどのように変化してきてるのか、この状況を把握する必要があると判断をいたしました。親事業者約二千社、下請事業者約四千社を対象に、毎年行つております先ほど申し上げました違反行為の監視のための調査とはまた別に、実態調査を実施して、現在分析を行つております。

今後とも、急激に進む経済情勢の変化を踏まえまして、下請事業者に不当なしわ寄せが及ばないよう、私どもの仕事でございます下請法違反行為の監視に努めてまいりたいと考えております。またこのことは当然中小企業対策としても大変重要な分野でございます。通商産業省、中小企業庁と從来から緊密な連絡をとつて仕事を進めているところであります。

○前畠幸子君 表向きは出てこないと思いますけれども、やはりこれだけ円高が進みますとコストを下げる以外に企業の存続はないわけですので、やはりそこで仕入れのコストの問題、それからもう一つ、外注に出る量が半減していくというのを一番大きな問題なんです。仕事がないものが外注

に出せないということで、それはもう仕方がないことなんですねけれども、やはりそれでは中小企業は生きていけないわけですので、通産省としてはその点もお酌み取りいただきながら、中小企業と大企業がどのように共存共栄していくかということとも考えていただきたいのだと思います。そうした意味で、今後、公正取引委員会の厳然たる機構を、体制をきちっと整えながら頑張っていただきたいと思います。

最後に、橋本大臣に、この円高のもとでの内外価格差問題というのは大変今後の日本にとって大事な課題だと思います。輸入と輸出の立場によつても違いますし、それからサービス産業、非製造的な産業と生産業とのどちらの方も違つてきておりますけれども、日本経済が抱える生産の二重構造の是正をきつと今後とらえていかないと、やはり高齢化社会に向かつて非効率な面においてもお金がどんどんかかるわけですので、そうした意味で、消費者重視の政策の推進を考えながらお取り組みをいただきたいと思いますが、最後に御意見をいただきたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先刻来の委員の御主張を拝聴しながら、少々昔を思い出しておりました。

たまたま私は紡績会社の社員でありまして、いわゆる消費者のブランド志向というもののに相当手こずった記憶を自分の体験でも持つております。また、たまたま先ほど来公取委員長との間で御論議がありました再販問題で、あるときは公取と協力し、あるときはぶつかり合つたと、そうした記憶も持つております。

そうしてその中で感じましたことは、実は消費者の方々は一方でブランドというものをお非常に尊重される、そしてそのブランドに相応した価格といふものを容認しておられる。その上で、それが喜びを感じられる部分がある。言いかえれば、イメージ商品的な性格を持った場合の商品につきましての価格対策というもの、これはなかなか大変

なことだなというのが私自身今伺いながらの実感でありました。

例えば、この再販問題が論議をされました当時、たしか地婦連であったと思いますが、ちぶれといふばかり売りの化粧品を販売された、価格として非常に安く、品質的にも悪いものではないと我々は聞いておりましたけれども、結果的に今どうなつたか全然わかりません。そして、化粧品では千三十円以下の再販部分の名前の通つたメーカーのものが依然として非常に大きなシェアを占めている。こうした点も、消費者の志向というものを考えましたときに我々考えさせられるものを持つております。

しかし同時に、今委員から御指摘がありましたように、確かに内外価格差というものを我々は何か解決しなければなりません。そして、それは中間財の部分においてもこの内外価格差を是正する努力といふものを必要とするという点では同様でありまして、我々としては、この内外価格差というものの存在が国民生活の豊かさを削減してしまうことになつてはいけない、これが産業空洞化の要因になつてはいけない、そうした思いの中からこうした問題に取り組んでまいりました。

そして、我々いたしましても、中間財まで踏み込みました内外価格差の実態及びその要因について積極的な情報提供を行う、あるいはその内外価格差を生む要因の一つである規制緩和といふものを断行していく、そして輸入あるいは対外直接投資促進といった施策をとつていくことによりましてこうした問題に対処してまいりたいと考えております。

御支援を心からお願い申し上げます。

○前畠幸子君 ありがとうございます。

○牛嶋正君 昨日のこの委員会での議論、それからさほどからの議論にありますように、最近の我が国を取り囲む内外の経済的環境の変化というのは、非常に多様で、そして構造的で、かつ急激であるわけであります。

こういった厳しい状況のもとで、国内の生産活

動を活性化し、そして我が国の経済を何とか国際経済環境と調和させながら健全に発展させていくためには、何と申しましても今問題になつており

ますこの産業の空洞化の進展にある程度ブレークをかけ、そして国内の雇用が安定する中で好ましい方向に誘導することができるならば、非常に厳しい環境でありますけれども、ある程度我が国の

これから経済の発展に希望を持つてもいいのではないかというふうに私は思います。

そして、この空洞化の問題というのは、きょう吉村委員が取り上げられましたようにまず円高の問題がございます。それから、今前畠委員が取り上げられましたように内外価格差の問題があるのではないかと思います。

しかし、きょうは私はあえて法人税を取り上げさせていただきまして、法人税と関係のあります租税特別措置、これと産業の空洞化の関係というものを少し明らかにして、そして我が国の法人税のあり方について少し意見を述べさせていただきながら御質疑をさせていただきたい、こんなふうに思つております。

法人税のあり方を論するときに二つの立場があると私は思います。一つの立場は、税制全体をこれから進展していく高齢社会にふさわしいものにしていく、その中で法人税をどういうふうに位置づけていくのかという、いわば税制議論の中の法人税のあり方が一つあると思うんですね。

しかし、もう一つの立場と申しますのは、経済の政策あるいは産業政策を進めていくに当たりまして、課税が持つている経済効果をうまく活用していく。いわゆる租税政策を進めていく場合の立場であります。租税政策が有効であるために法人税がどうあるべきかというふうな議論がもう一つあると思いますが、残念ながらこの二つの立場から議論される法人税のあり方というのには必ずしも致しない部分がござります。

そのあたりを少し整理させていただきながら、きょうは商工委員会でございますから、どちらかといえば、今御指摘がございましたように、租税負担率、特に法人の実効税率の高さというものが適

いたものをお聞きしながら、一方、先ほど申しました税制議論としての法人税のあり方との調整あるいは調和、そういうものを考えさせていた

だいたい、こんなふうに思つております。

この議論を始めるに当たりまして、まず二つの数字をちょっと御紹介させていただきたいと思ひます。

一つは、先進五カ国現在の法人税の実効税率の比較でございます。日本は現在四九・九八%でございます。アメリカは四一・〇五%、イギリスは三三%、ドイツは日本に近いんですが四九・七九%、そしてフランスは三三・三%、こういうふうな数字になつております。この前まではドイツが日本を上回つていたわけですが、

この前税制改正が行われまして日本が先進国の中でトップになつてしましました。この数字から私は、恐らく我が国企業の国際市場での競争力を決めるのは為替レートが大きな要因だと思いますけれども、それにこの法人税率の実効税率といふものがある程度加わつて競争力を低下させているのではないかというふうに思つております。

そこで通産省としては、国際経済環境の調和と決めるのは為替レートが大きな要因だと思いますけれども、それにこの法人税率の実効税率といふものがある程度加わつて競争力を低下させているのではないかというふうに思つております。

そこで通産省としては、国際経済環境の調和と決めるのは為替レートが大きな要因だと思いますけれども、それにこの法人税率の実効税率といふものがある程度加わつて競争力を低下させているのではないかというふうに思つております。

○政府委員(牧野力君) 法人税率の国際的な比較についてお答えがあるならば、まずはお聞かせを願いたい、こういうふうに思つます。

我が国は国際競争力、産業の国際競争力といつたようなことを考へ、かつ今御指摘ございまし

当でないという指摘も産業界からあることは事実でございます。

ただ、今申し上げましたように、競争力というものは多面的に考えなければいけませんし、また税につきましては、当然伝統的な日本の税体系のあり方、あるいは徴税コストとかいろんな問題がござりますので、法人の実効税率が非常に高いのでこれが競争力を阻害し海外投資の促進要因になつていて、今一面的に決めつけるような状況にはないというふうに我々は思っております。

ただ、今申し上げましたように、確かに問題だという指摘が非常にござりますし、私どももそういえ考へもござります。現に、政府税調におきましても答申がございまして、法人所得課税の方につきまして、我が国経済の国際化が一層進展しております、ひいては今後いわゆる経済の空洞化といった現象が生ずるのではないかという懸念もある、あるいは安定成長下においても企業の活力を維持していく必要があるという観点から検討をする、あるいは答申も出ておりますし、こういったことを見守つてまいりたいというふうに思つております。

○牛嶋正君 もう一つの数字は、これは近年のシンガポールにおける法人税率の推移でございます。ちょうどと申し上げますと、一九八五年以前は四〇%でございまして、それが八六年に三三%に引き下げられ、さらに八九年には三三%、九〇年には三一%、九一年に二三%、そして現在は二七%ということです。

これは税率でございますのでまた実効税率とやや異なりますが、それでも約二〇%ぐらいいの開きがあるわけです。恐らく企業が海外へ生産基地を移す場合、こういった法人税を含む税制だけで決めるわけではございませんが、恐らくいろいろな要因を考慮しながら、その一つとしてこの税制といふものが考えられると思います。

しかしいずれにしましても、こういうふうにシングガポールが税率を引き下げていきますと、だんぶん格差が広がっていくわけありますから、ほ

かの要因が今変わらないといったしますと、税制だけ考へた場合にこれが空洞化を加速させる要因になるということは確かでございます。

そこで、こういった中進国あるいは発展途上国における税率がこういうふうに引き下げられているという状況を踏まえますと、これが産業の空洞化にどんな影響を与えていたのか、どういうふうにお考へになつてているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(牧野力君) 御指摘の点は否定できません。ただ、先ほど申し上げましたように、必ずしも法人税率のみによって海外進出が加速されるというふうに今決めつけるのはどうかと

私どもで実施をいたしております海外事業活動基本調査というのがござります。これはアンケート調査でございますが、アジアにおける製造業について進出動機をいろいろ見ますと、現地労働力の利用、労働コストの削減、こういった理由によつて出ていく、あるいは現地への販路拡大といった要因を挙げる企業が非常に多くございます。進出企業に対する、今御指摘の税制上の軽減措置等を含めまして、現地政府の産業の育成策、これに基力を感じて出ていくというのは、やはり今申し上げました二つの要因に比べますとアンケート上の回答ではかなり少のござります、差がござります。

こういうことを考えますと、直頭に申し上げましたように、種々の要因によつて海外投資が加速されるわけございまして、必ずしも我が国の法人税率のみによるとは考えにくくと思いますが、基本的に今委員がおっしゃいましたことについて私どもはそういう面もあるというふうに考えます。

○牛嶋正君 そこで、議論を進めていきたいんで

字をお示ししたいと思います。それは、我が国の中

國税の中で法人税収の構成比はどういうふうに推移してきたのかということでありまして、この数

字をちょっと見てまいりたいと思います。

昭和六十年から申し上げます。昭和六十年三

〇・七%、六十一年三〇・六%、六十二年三三・一%、六十三年三五・三%、それから平成元年三

三・一%、二年二九・三%、三年二六・三%、四年二三・九%、五年二一・三%であります。実は、

この昭和六十三年の三五・三%はバブルのときでござります。この三五・三%というのは戦後の中

で一番高い法人税の構成比になつてゐるわけであ

ります。そしてそれ以前、先ほど申しました六年以前は、昭和三十年以降大体三〇%の水準が維持されていて、若干景気の変動によつて前後はあ

りますけれども、その幅は一、二%で推移してき

ております。

私は、我が国の税制における法人税のこういつた三〇%の構成比をもつて、我が国の税制といふのは法人税依存体质の税制ではなかつたかと、こんな呼び方をさせていただいているわけです。そ

して、先進国の中の税制と比較いたしましてもこ

れは非常に高い構成比であります。これが我が国

の特徴をなしてゐるわけでございます。そういう意味で、我が国の税制は法人税を中心にして、その法人税の税収を三〇%維持しながらいろいろな組み立てがなされてきたのではないかというふうにも考へられるわけであります。そういう体质

を私は法人税依存体质、こういうふうに呼ばせていただきたいわけであります。

今仮に、非常に特徴的だと申しましたけれども、これを諸外国と比較させていただきますと、平成四年度で比較いたしますと、先ほど申しましたよ

うに日本はかなり落ち込んで二三・九%です

が、アメリカが一六・六%、イギリスが九・一%、ドイツが四・三%、そしてフランスが九・〇%、

こういうふうになつておりますと、やはり日本はまだ完全に法人税依存体质から脱していかないんではないかということなんですね。

先ほど私はシンガポールの例を挙げましたけれども、日本も税率をずっと下げたときはあるんであります。三五%まで下げております。すなわち、高度成長で非常に

伸びてきたのかとということでありまして、この数字をちょっと見てまいりたいと思います。

昭和六十年から申し上げます。昭和六十年三

一〇・七%、六十一年三〇・六%、六十二年三三・一%、六十三年三五・三%、それから平成元年三

三・一%、二年二九・三%、三年二六・三%、四年二三・九%、五年二一・三%であります。実は、

この昭和六十三年の三五・三%はバブルのときでござります。この三五・三%というのは戦後の中

で一番高い法人税の構成比になつてゐるわけであ

ります。そしてそれ以前、先ほど申しました六年以前は、昭和三十年以降大体三〇%の水準が維持されていて、若干景気の変動によつて前後はあ

りますけれども、その幅は一、二%で推移してき

ております。

私は、我が国の税制における法人税のこういつた三〇%の構成比をもつて、我が国の税制といふのは法人税依存体质の税制ではなかつたかと、こんな呼び方をさせていただいているわけです。そ

して、先進国の中の税制と比較いたしましてもこ

れは非常に高い構成比であります。これが我が国

の特徴をなしてゐるわけでございます。そういう意味で、我が国の税制は法人税を中心にして、その法人税の税収を三〇%維持しながらいろいろな組み立てがなされてきたのではないかというふうにも考へられるわけであります。そういう体质

を私は法人税依存体质、こういうふうに呼ばせていただきたいわけであります。

今仮に、非常に特徴的だと申しましたけれども、これを諸外国と比較させていただきますと、平成四年度で比較いたしますと、先ほど申しましたよ

うに日本はかなり落ち込んで二三・九%です

が、アメリカが一六・六%、イギリスが九・一%、

ドイツが四・三%、そしてフランスが九・〇%、

こういうふうになつておりますと、やはり日本はまだ完全に法人税依存体质から脱していかないんではないかということなんですね。

それは、政府の税制調査会の、先ほどもちょ

と御紹介がありました答申の中でも、法人税の方といだしまして、できるだけ課税ベースを拡大し、そして税収を確保しながらその拡大した部分について税率を引き下げていく、こういう形で見直しを進めるべきだというふうな、そういう税制調査会での法人税の見直し論というものが示されているわけです。ですから、課税ベースを拡大すると税収は入るけれども、入る部分だけ税率を下げよう、そういうことで海外との調整を図るというふうなことだろうと思うんです。ところが、経済政策、産業政策を進められる通産省のお立場から言いますと、この見直しの方向には一つ問題が私はあるように思うんであります。すなわち、税率を下げるということについて拡大すると。どういうふうに拡大するのか。大蔵省が考えておられるのは、一つは準備金とか積立金を抑えていくということだろうと思いますが、もう一つは租税特別措置を整理合理化するということをうたっているわけあります。そうしますと、この租税特別措置の整理合理化ということになりますと、これを使って今まで租税政策を開拓してきたわけありますから、この見直し論の中には、経済政策を進めていく通産の立場からしますとちょっと相反する二つの要因が含まれているというふうに思うわけですから、これについてどんなふうな御意見をお持ちでしょう。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 久しぶりに学生生活に戻ったような気持ちで講義を受けておりました。ただ、今私ちょっと委員のおっしゃったお話を中で多少違うのかなという感じがいたしますのは、政府税制調査会が答申の中に述べておられましたように種々の要因を踏まえた上で課税ベースを拡大しながら税率を引き下げていこうという方向に基本的には反対ではありません。その見直しの方向といふものは間違ってはいないのではないかと思います。しかし、それと租税特別措置

を絡められてのお話でありますから、この部分については私は多少違うかもしません。

というのは、租税特別措置という制度そのものは、これは時代の変遷に応じて常に見直していくべきだというふうな、そういう税制調査会での法人税の見直し論というものが示されているわけです。ですから、課税ベースを拡大すると税収は入るけれども、入る部分だけ税率を下げよう、そういうことで海外との調整を図るというふうなことだらうと思うんです。ところが、経済政策、産業政策を進められる通産省のお立場から言いますと、この見直しの方向には一つ問題が私はあるように思うんであります。すなわち、税率を下げるということについて拡大すると。どういうふうに拡大するのか。大蔵省が考えておられるのは、一つは準備金とか積立金を抑えていくということだろうと思いますが、もう一つは租税特別措置を整理合理化するということをうたっているわけあります。そうしますと、この租税特別措置の整理合理化ということになりますと、これを使って今まで租税政策を開拓してきたわけありますから、この見直し論の中には、経済政策を進めていく通産の立場からしますとちょっと相反する二つの要因が含まれているというふうに思うわけですから、これについてどんなふうな御意見をお持ちでしょう。

○牛鷲正君 恐らく政策を進められる立場からはそういうようなお答えが返ってくるというふうに思いますが、私の立場としては、税制全体のあり方の中でもう少し法人税の議論をさせていただきたいと思います。

○牛鷲正君 恐らく政策を進められる立場からはそういうようなお答えが返ってくるというふうに思いますが、私の立場としては、税制全体のあり方の中でもう少し法人税の議論をさせていただきたいと思います。

今回の税制改革におきましてもほとんど法人税に関しましては大きな見直しなかつたわけではありませんが、ずっと先送りされてきていたわけですね。なぜ法人税の税制改革が抜本的税制改革と言われるながらこれまで議論されてこなかったのかということがなんですが、それは先ほど私が申しました課税当局側に法人税依存体質があるというふうなことも言えると思いますけれども、私はやはりシャウブ税制以降四十年以上も続いておりまして、取扱いもそれから納税者の側にも非常に定着した税制になっているということが言えると思いますね。古い言葉に、旧税は良税であるというふうな言葉もありますけれども、そういったことが法人税の見直しを今日までおくらせてきている一つの要因ではないかというふうに思うわけでありま

す。もう一つ、法人税が持つております所得課税としての性格、これがやはり納税者の側にもそれから課税側にもこの法人税が非常に納めやすいある

今は取りやすい税であるというふうな性格をもたらしているんじゃないかなと思います。御承知のように、企業がもうければそれに対して負担をは、これは時代の変遷に応じて常に見直していくべきだというふうな、そういう税制調査会での法人税の見直し論というものが示されています。しかし同時に、その時代の要請に応じてそのままのときの政策遂行の手段としては極めてすぐれた効果を持つものと我々は考えておりまます。ですから、課税ベースを拡大していくという問題とは全く別の次元の問題として租税特別措置の論議については対応していかない。そして、やはりその時代の要請に合った施策を遂行していく手段として今後ともに租税特別措置という制度は基本的に活用されるべき制度と、そのように位置づけております。

○牛鷲正君 恐らく政策を進められる立場からはそういうようなお答えが返ってくるというふうに思いますが、私の立場としては、税制全体のあり方の中でもう少し法人税の議論をさせていただきたいと思います。

今回の税制改革におきましてもほとんど法人税に関しましては大きな見直しなかつたわけではありませんが、ずっと先送りされてきていたわけですね。なぜ法人税の税制改革が抜本的税制改革と言われるながらこれまで議論されてこなかったのかということがなんですが、それは先ほど私が申しました課税当局側に法人税依存体質があるというふうなことを言えると思いますけれども、私はやはりシャウブ税制以降四十年以上も続いておりまして、取扱いもそれから納税者の側にも非常に定着した税制になっているということが言えると思いますね。古い言葉に、旧税は良税であるというふうな言葉もありますけれども、そういったことが法人税の見直しを今日までおくらせてきている一つの要因ではないかというふうに思うわけでありま

す。恐らく、三番目の広く税負担を分から合うというふうな税構造の方がいいんではないかというふうなことで、ここでもやはり二つの立場から法人税を見た場合に少し対立の関係が生まれてくるわけですけれども、この点についてどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(牧野力君) 委員のお説は大変興味深く拝聴いたしております。ただ、私ども産業政策を扱う部局といたしましては、先ほど来申し上げておりますが、現下のいろんな空洞化等の状況の中で企業負担の国際的な調和を図る、あるいはこの安定成長下の中で我が国における企業の投資、研究開発、雇用などの企業活動を活性化させる、

ようには今〇%を少し上回るぐらいの法人が欠損法人として法人税の税負担を負っていなければなりません。すなわち、国税全額の中で三〇%前後を占めてきた法人税でありながら、法人の中で半分以上の法人が税を負担していないということを考えると、これは消費税率の引き上げを念頭に置いておられるんだと思うんですが、私は消費税だけじゃなくて、やはり主要税目であります所得税でも、そしてまた法人税でも広く分から合う税というふうなことを考えていかなければならぬんじゃないかなと思うんです。特に、法人税の場合は、御承知のこととおり、中で企業負担の国際的な調和を図る、あるいはこの安定成長下の中で我が国における企業の投資、研究開発、雇用などの企業活動を活性化させる、

いしたいということで税務当局に強く働きかけているわけでございます。

そういう観点で望ましい法人課税の方をお願いしたいと思います。

しかし、今の所得課税である以上はこれはやむを得ないわけですね。ですから、法人税もやはり広く分から合う税に、その理念に合つようになります。すなわち、これはもう広く分から合うというふうな理念に沿わることは明らかであります。

しかし、今の所得課税である以上はこれはやむを得ないわけですね。ですから、法人税もやはり広く分から合う税に、その理念に合つようになります。すなわち、これはもう広く分から合うというふうな理念に沿わることは明らかであります。

しかし、今の所得課税である以上はこれはやむを得ないわけですね。ですから、法人税もやはり広く分から合う税に、その理念に合つようになります。すなわち、これはもう広く分から合うというふうな理念に沿わることは明らかであります。

くるというふうに思うわけです。外形課税に移しますと、先ほど申しました法人税の税収の変動性といふものがある程度回避することもできると思ひます。そしてまた、今申しましたようにどの法人も何らかの自分の経済活動に応じた負担をしていくというふうなことで、広く分かち合うというふうな理念にもかなっていくというふうに思ひます。

しかし租税政策としては、外形課税に移つていけばいくほど、先ほど申しましたビルトインスタビライザーとしての機能も低下いたしますし、またそれを活用して政策を開ける租税特別措置の展開も非常に難しくなるわけで、ここにまた一つのジレンマが出てくるわけですけれども、これにつきましてはできました大臣からちよと御意見をお伺いしたいのです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員の御意見を伺ながる考へておりましたのは、今の委員の御意見を逆に国民負担率に置きかえて論議を組み立てた場合どういう論点が生ずるのかということです。

私は、第二次臨時行政調査会は非常に大きな成

果を上げられましたけれども、その中でややもす

るとこのごろ忘れられた一つの目標があるよ

うに思います。それは、ちょうどあの当時国民負

担率は三六・七%ぐらいであったと思います。そ

の時点において、二十一世紀前半の高齢化の比

クに達する時点における国民負担率を現在の制度

のまま伸ばした場合どのくらいになるかという試

算があり、それに対しても、国民負担率はそのビ

クに達する時点においてもどんなことがあっても

五〇%を超えてはならない、そしてできるならば

四五%ぐらいのラインで食いつめるべきであると

いう一つの方向が出されました。

そして、私は第二次臨時行政調査会が各種の作

業を進められましたその骨格を成すものは、二十

一世纪前半の高齢化のピークに達する時点を想定

され、その時点における国民負担率をその四五%

ぐらいのところで食いつめるために今から何をな

ります。そしてその中で、幾つかのポイントが議論されています。それに、いわゆる税として企業が負担する部分とは別に、社会保障負担で企業が負担する部分をどう見ます。

今私は委員の御論議を承りながら、所得、資産、消費というこの三つの点のバランスのとれた課税体系を構築しようとしていく中で、個人に対する所得税の引き下げが行われた、次に考えられるべきものは法人の負担、当然のことながら法人の所得課税というものが見直されるべきであると考えております。しかし、それだけでは視点が足りないことがあります。しかし、それだけでは視点が足りない、企業の社会保障負担というものまで組み込んでこの点は検討していく必要がある、そのためことを今改めて考えさせられております。

今後我々が作業していく上で参考とすべき非常によい御意見を承りました。そのような思いを持つておるということをもって答えるに見えます。お伺いしたいと思います。

○牛嶋正君 実は、昨年の秋、税制改革を行われたとき私は大蔵委員会に属しておりますが、やはり税制改革、すなはちできるだけこの高齢社会に望ましい税制をつくるんだという立場で議論させていただきました。

今回こちらへ移りまして、やはり税制を考えていく場合に、きょう述べさせていただきましたようにもう一つ租税政策としての役割というのがあります。私個人としては、何か少し楽観的に過ぎるようなそんな感じがいたします。ただ、企画庁長官の立場としておっしゃることは、もちろんアウンスメントの効果というものがございますし、また政治的な意味も含まれていると思っていただきたいたいと思います。

○小島慶三君 私は、きょういただきました通産省、経済企画庁関係の予算、財政、本当はそれが主題であるわけがありますが、ちょっと時間もございませんので、二間に限りまして、今度の平成七年度の予算と、それから日本の経済のかじ取りと申しますか、そういうことにつきまして伺わせていただきたいというふうに思っております。

○吉村先生の御質問に對して、企画庁長官の方から政府の経済見通しそれから今度の災害の景気への影響といったようなことについてお話をありました。私個人としては、何か少し樂観的に過ぎるようなそんな感じがいたします。ただ、企画庁長官の立場としておっしゃることは、もちろんアウンスメントの効果というものがございますが、これは要するに現在の産業の供給力があると、割に数字が小さく出てきているわけであります。割に数字が小さく出てきているわけであります。しかしながら、そういうことにつきまして伺わせたいと思います。

○牛嶋正君 実は、昨年の秋、税制改革を行われたとき私は大蔵委員会に属しておりますが、やはり税制改革、すなはちできるだけこの高齢社会に望ましい税制をつくるんだという立場で議論させていただきました。

そこで、今度の災害に関しまして私が最初に得たデータはモルガンスタンレーからのデータでございまして、これは日本のいろんな新聞その他の報道よりもはるかに早かつた。それから、一番事細かに分析ができるのが三菱総研のデータであります。私個人の見解であります。私個人の見解でないといふ意味でそういうものを参照いたしまして、少し数字にわたるかもしれません申し上げさせていただきたいと思います。

(理事官掛哲男君退席、委員長着席)

今度の災害でいろんな社会資本ストックというものが大打撃を受けたわけございます。いわゆる社会資本ストックが一・四兆、それから住宅ストックで一・八四兆、企業設備で一・六三兆、建物・機械であります。それから商品在庫で〇・三九兆、合計六・一七兆という数字を私は入ります。

それで、九四年度、九五年度のこの当初見通しに対しても、プラスの要素、マイナスの要素、こういったものを調整しますとどうなるかというわけになりますが、九四年度の民間十九社の当初見通しは平均しますと大体〇・九%と。これは政府の見通しとは大分違いますけれども、〇・九%といふことでございます。したがって、それから先ほどのマイナス面〇・一四%を引きますと、〇・七六%というものが九四年度の成長率になりそうです。

それから、九五年度につきましては民間の総平和が一・八%であったと思います。一・八に対しましては、この復興需要が〇・五七%であります。したがって、それから先ほどのマイナス面〇・一四%を引きますと、〇・七六%というものが九四年度の成長率になります。

そこで、九五年度につきましては民間の総平和が一・八%であったと思います。一・八に対しましては、この復興需要が〇・五七%であります。したがって、それから先ほどのマイナス面〇・一四%を引きますと、〇・七六%というものが九四年度の成長率になります。

それから、九五年度につきましては民間の総平和が一・八%であったと思います。一・八に対しましては、この復興需要が〇・五七%であります。したがって、それから先ほどのマイナス面〇・一四%を引きますと、〇・七六%というものが九四年度の成長率になります。

うであります。しかし実際、復興が実つてプラスになつてくる時期といったようなものはいつなのか、その中身がどうなのかということで、かなり政局の予想とは違つた経済になるのではないかと私は思つております。

予算というのは、やはり申すまでもなく各年度の経済の実勢、それを踏まえて立てられるわけでありますから、そういう点で見ますと、二・八から二・三七への修正というふうに経済の実勢がなりますと、これは相当やはり財政面でも考える必要があるのでないかと思いますが、まずその前に一点、この成長見通しのダウーンということをどういうふうにお考えになるか、経済企画庁長官にひとつお尋ねをいたします。

○国務大臣(高村正彦君) 今いろいろな試算をお聞かせいただきたいわけでありますけれども、その前提として恐らくかなり大胆な仮定を置いて試算をしておられるのだろうと思います。

経済企画庁とすれば、当初マイナスが出たことは間違いない、そのマイナスがどのくらいのスピードでなくなつていくのか、あるいは復興需要がこれからどのくらいのスピードで出ていくのか、そういうことに政府としては余り大胆な仮定を置いてやることもできませんので、まだ細かな試算をしておられるわけではありません。

そういう中で、全体の感じとすれば、当初のマイナスを平成七年度全体でいえば取り戻していくという感じであつて、そしてそういう中で、直ちに二・八%が達成不可能になつたとは考えていい、こういうことでござりますので、御理解いただければありがたいと思います。

○小島慶三君 そういう感じで恐らく見ておられ

ると思うんですけれども、財政的に見ますと、こ

れは二次補正が公共事業で一兆一千億、財投で二

兆五千億ということです、これは応急手段として国

債で賄われたわけであります、九五年度の、恐

らくこれから予算につきましても、先ほど企画

府の方としては実勢と余り大きく違つていないと

いう意味のことであつたと思うんですけれども、

やはり何らかの補正がまた必要になる、すぐ七年度の予算について補正が必要になるということではないかと思つております。

一応この「三菱のデータでは、九五年度の公共投資〇・五兆、それから財投一・七兆ということが予想されておりますけれども、これを変えればまたさつきの数字も変わつてくるかもしれません

が、一応産業への影響なんかも、復興投資をさ

きの九・四八兆としまして、恐らくそれがいろい

ろ波及してまいりまして十八兆八千億ぐらいの数

字が必要として出てくる。これは何年で出てくる

か、数年にわたつて出てくると思いますので、そ

の間はかなり景気の維持ということもあるいは可

能になるかもしれません。亡くなられた方には申

しわけないんですけれども、犠牲者の方にも本當

に申しわけないんですが、そういう需要が出てく

るということであろうと思います。

そうしますと、しかし復興需要が一段落した後

では日本の経済はどうなるかということで、これ

は私かつて橋本大臣にはお伺いしたことがあるん

です。

これは簡単に申しますけれども、一応日本の中

長期の経済の見通しとしては、人口増加率の低下

といいますか、人口の絶対的減少まではまだ行き

ませんが、人口増加率が逐次低下していく。それ

から、今度もそういうことがあるので通産省でイ

ノベーションについての法律をお出しになつたと

思うんですけども、技術進歩率といつものがこ

こしばらく低下してきておりますから、これがど

うなるかということで、人口増加率の低下とそれ

をカバーすべき技術進歩率が低下いたしますと、

成長の度合いというのは、かつてのようなら上が

りの三%ないし四%というそういう成長がコント

ントであった時代とは全く違つた局面を日本は

迎えるのではないか。

それから、もう一つ加えれば産業の空洞化とい

うこと、これはきのうも私は空洞化は必ずしも

悪くはないし申したのですけれども、実質的にこ

れから大競争の時代に入るということです。この

やはり何らかの補正がまた必要になる、すぐ七

年度の予算について補正が必要になるということで

はないかと思つております。

一応この「三菱のデータでは、九五年度の公共投

資〇・五兆、それから財投一・七兆」ということが

予想されておりますけれども、これを変えればま

たさつきの数字も変わつてくるかもしれません

が、一応産業への影響なんかも、復興投資をさ

きの九・四八兆としまして、恐らくそれがいろい

ろ波及してまいりまして十八兆八千億ぐらいの数

字が必要として出てくる。これは何年で出てくる

か、数年にわたつて出てくると思いますので、そ

の間はかなり景気の維持ということもあるいは可

能になるかもしれません。亡くなられた方には申

しわけないんですけれども、犠牲者の方にも本當

に申しわけないんですが、そういう需要が出てく

るということであろうと思います。

そうしますと、しかし復興需要が一段落した後

では日本の経済はどうなるかということで、これ

は私かつて橋本大臣にはお伺いしたことがあるん

です。

これは簡単に申しますけれども、一応日本の中

長期の経済の見通しとしては、人口増加率の低下

といいますか、人口の絶対的減少まではまだ行き

ませんが、人口増加率が逐次低下していく。それ

から、今度もそういうことがあるので通産省でイ

ノベーションについての法律をお出しになつたと

思うんですけども、技術進歩率といつものがこ

こしばらく低下してきておりますから、これがど

うなるかということで、人口増加率の低下とそれ

をカバーすべき技術進歩率が低下いたしますと、

成長の度合いというのは、かつてのようなら上が

りの三%ないし四%というそういう成長がコント

ントであった時代とは全く違つた局面を日本は

迎えるのではないか。

それから、もう一つ加えれば産業の空洞化とい

うこと、これはきのうも私は空洞化は必ずしも

悪くはないし申したのですけれども、実質的にこ

れから大競争の時代に入るということです。この

やはり何らかの補正がまた必要になる、すぐ七

年度の予算について補正が必要になるということで

はないかと思つております。

やはり何らかの補正がまた必要になる、すぐ七年度の予算について補正が必要になるということですが、委員がおっしゃるように成長率が1%程度ありますから、そういうふうな、どう見る予想されおりました。これはそういうことでなく

かといふ問題はありますけれども、やはりかなり厳しい競争を強いられるということは間違いない

い。

それこれ考えてみますと、従来のような成長率

は非常に今後中長期的には難しいんじゃないかと

いことなんですが、これに對して財政の方が果

たして、-1%台の成長に仮に長期的に低下すると

いたしますと、財政欠陥というの是非常に問題に

なるんじゃないかと思うわけあります。高齢化

に対するシルバービジョンですか、あるいは第

五次の国土計画ですか、あるいはWTOの影

響に対する農業関係の予算の増加であります

とか、あるいは公共投資の一兆円の増であります

とか、ニーズが余りにも多い。そしてサプライの

方は非常に問題があると。牛嶋先生から法人税の

問題なんかも御指摘ありましたけれども、そい

うことと財政欠陥というのが非常に目に見えてく

る。

ですから、ある意味では復興計画のスタートの

時期がちょうど財政の再建計画とかそういう時

期のスタートに合致するということもあるのでは

ないか。財政としての非常に大きな曲がり角にな

ると思うのでございまして、この点を大蔵省の方

に実はお伺いしようと思ったんですけれども、考

えてみますとこれはまさに国政レベルの問題であ

りますので、あらかじめ通告申し上げなくて申し

わけなかたんですねけれども、この辺のところを

お伺いしました。

○市川正一君 この二十三日から知事選挙が告示

され、三大選挙の火ぶたが切られます。この時

期に当たりましてあえて橋本通産大臣にお伺いを

いたしたいと存じます。

選挙の権利は、憲法第十五条で「公務員を選定

し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利

である」と定めておりますように、憲法が定め

る國民権の具体的な内容であります。選挙は、

個別の良心の尊重、思想、信条、政治的立

場の自由の尊重の上に成り立つものであります。

ですから、企業だからといって良心の自由とい

うことはできないことです。企業が社員の良心の自由を

踏みにじつて支持もしていない政党や候補者の選

挙の応援に駆り出してもはならぬのは当然だと思

うと思います。

○國務大臣(高村正彦君) 私の方でよろしいで

しょうか。

今の日本の経済がフル稼働経済でないといふ

ことと、かなり余力はあるけれども、余力がないた

めであります。そのため、通産大臣の認識をまず確認いた

たいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 具体的にどうい

うことをお尋ねかもう一つ判然といたし

ませんけれども、基本的に選挙の権利といつもの

個人固有の権利でありますから、立候補をする

こともしないこともあります。投票をどなたにする

こと、私はみずから判断で決すべきものと、そのよう

に思ひます。

○市川正一君 全く同感であります。

ところで、中部電力岐阜支店におけるいわゆる企業ぐるみ選挙についてであります。去る二月十六日に、中電人権争議岐阜県支援共

議会議というのが中部通産局に企業ぐるみ選挙を中止するよう指導要請を行いました。これについて通産省はどうのうに対応なすったのか、また中

部電力は何と言つてはいたのか、その結果を報告していただきたい。

○政府委員(川田洋輝君) お話しの、先月十六日でございましたが、中部通産局にお話をいただい

たようでございますが、これに対する中部通産局の方からの答えは、電気事業法でそういう監督を私ども行つておらないということ、選挙運動などに関する電気事業法などによる我々の規制の対象としては入つておりますので、お話を取り次ぎますがということで取り次いだと、こういうことを聞いております。

それに対する中部電力からのお話は、そういう干渉は一切、そういう活動は行つておりませんということでお話をあつたというように承知をいたしております。

○市川正一君 それは事実に反します。

具体的に申しますと、社員は、組合員だけでなしに管理職や取引業者などから集めた整理票とい

う紹介カードを持たされて、現物のコピーをここに持つてまいりましたが、これであります。(資料を示す) 川田さん、見えますか。そして、一

日に四十軒から五十軒の有権者宅を戸別訪問し

て、後援会ニュースの配付や支持の確約を取りつけさせられています。また、職場での業務打ち合

わせ会議などで選挙運動員の割り当てを行つて勤務

表をつくり、そして社員の活動を管理している。

ここにその勤務表を持ってまいりました。

これを見ますと、表の各欄に「N」という印がつけられているんです。これは、今回、県議員選挙に新進党から立候補予定の人物のニシアル

であります。この表の意味は、このN印のついた

日は当該課員がN氏の選挙活動に動員されること

を示しております。大部分の課員が組織的に動員

されていることがこれでわかるんですが、これは

企業ぐるみ選挙についてであります。

去る二月十六日に、中電人権争議岐阜県支援共

議会議というのが中部通産局に企業ぐるみ選挙を

中止するよう指導要請を行いました。これについて

通産省はどうのうに対応なすったのか、また中

部電力は何と言つてはいたのか、その結果を報告していただきたい。

○政府委員(川田洋輝君) お話しの、先月十六日

でございましたが、中部通産局にお話をいただい

たようでございますが、これに対する中部通産局

の方からの答えは、電気事業法でそういう監督を

私ども行つておらないということ、選挙運動など

に関する電気事業法などによる我々の規制の

対象としては入つておりますので、お話を取り

次ぎますがということで取り次いだと、こういう

ことを聞いております。

それに対する中部電力からのお話は、そういう

干渉は一切、そういう活動は行つておりませんと

いうことでお話をあつたというように承知をいた

しております。

○市川正一君 それは事実に反します。

具体的に申しますと、社員は、組合員だけでな

しに管理職や取引業者などから集めた整理票とい

う紹介カードを持たされて、現物のコピーをここに持つてまいりましたが、これであります。(資料を示す) 川田さん、見えますか。そして、一

日に四十軒から五十軒の有権者宅を戸別訪問し

て、後援会ニュースの配付や支持の確約を取りつけさせられています。また、職場での業務打ち合

わせ会議などで選挙運動員の割り当てを行つて勤務

表をつくり、そして社員の活動を管理している。

ここにその勤務表を持ってまいりました。

これを見ますと、表の各欄に「N」という印が

つけられているんです。これは、今回、県議員選挙に新進党から立候補予定の人物のニシアル

であります。この表の意味は、このN印のついた

面的に認めて謝罪しております。そして、休暇と業務の区別を正しくするよう指導します、特定の

政党や候補者に会社として便宜を図るようなこと

はいたしませんという回答を寄せておるんです。

先ほど申し上げましたとおりに、電力会社と

企業でございます。

私ども通産省といたしましては、前段の部分に

ついで電気事業法などの所要の法律に基づいて

厳然とした指導、規制を行つておるところでござ

いますけれども、後者につきましては、私企業の

立場からの活動ということで、私どもしかと承知

をしないといふことを前提としてまず申し上

げなければならぬと思います。

そういうことを申し上げた上で、先ほど御照会

のありました申し入れなどもございましたので事

実関係を聞いてみたところ、そういうことはない

ということです、先ほど申し上げたところでござ

ますが、繰り返しになりますが、先ほど御照会

のありました申し入れなどもございましたので事

実関係を聞いてみたところ、そういうことはない

ということです、先ほど申し上げたところでござ

ります。

○市川正一君 二つあるんですが、あなたもおつ

しゃったように公益事業、そしてまた電気事業法

に基づいてやつてある企業体です。ですから、こ

れは国民に対して、消費者に対してすぐれて大きな責任を持っています。何をやろうと勝手やとい

うわけにはいかぬのですね。それからもう一つは、

そういう事実はないというふうに返事を受けた

回答を受けたとおっしゃるが、まだまだこれから

たっぷり事実を申しますからよう聞いておいでほ

しいんです。

○市川正一君 この中部電力は前回、四年前も同じようなこと

をやつて共闘会議が搞めました。それを全

す、これもお持ちだと思いますが。

そればかりではなしに、数名の社員が選対事務

所に派遣され、連日選対業務に当たっているんで

す。有給休暇でもあるという弁明を中電の方はし

ているようですが、しかし同じ職場の労働

者は、彼らは選挙活動が正規の会社の仕事なんだ

と、こう言うております。こういう特別の勤務の

期間というのは、去年の十月以降今日にまで百五

十日以上に及んでおります。中部電力の年間有給

休暇は二十日のはずです。年次有給休暇は前年度

分を翌年まで持ち越せるのが普通ですが、それに

しても最大四十日です。そうしますと、選挙活動

を行う者には年間七十五日以上も有給休暇を認め

ていますが、そのためにはつづり私は言うことがで

断れない、やめさせてほしい、そういう切実な声

が寄せられております。

これは労働基準法の第五条、強制労働の禁止規

定の違反というふうにはつきり私は言うことがで

きると思うんです。これでも労働者の思想、信条

の自由が守られているとおっしゃるんですか。そ

の点は事実に即しても一度調べていただきた

い。

○政府委員(川田洋輝君) 繰り返しになつて恐縮

でござりますけれども、電力会社が適正な電力の供給を行うということについての必要な規制は電

気事業法などに基づいて私ども担当させていただ

いておりまして、これは厳然と実施してまいりた

いと思つておりますが、ただいまお挙げになりますが、その選挙関係の法令につきましてはございません。それではやはり企業活動についてもございません。それでは企業がやること

はございません。だから勝手だと、こうおっしゃるんですか。

○政府委員(川田洋輝君) 私は企業の活動につい

てすべて勝手ということを申し上げてることで

はございません。それではやはり企業活動につい

てはいかんともお答えしようがないということを

先ほど申し上げさせていただいたおるところでござ

ります。

また、先ほどお挙げになりました個別の事例に

つきましたので担当の者に聞かせましたところ、会

社の方からは、数年前の事例についてもそういう

ことはなかったたということを私ども聞いておる

ことがあります。

また、先ほどお挙げになりました個別の事例に

つきましたので担当の者に聞かせましたところ、会

社の方からは、数年前の事例についてもそういう

ことはなかったたということを私ども聞いておる

ことがあります。

私が先ほど申し上げることは、電力の適正な供給ということにつきましては、私ども

通産省は責務を有しております、そしてその限り

においては電気事業法などの十分な法令もござ

りますので厳正に規制は進めてまいりたい、指導も

進めでまいりたいと思つておりますが、それを除

く部分、私企業の立場から電力会社がいろんな活

動をなさつておられる部分につきましては、それ

ぞれの法令の担当部局のところで御判断、あるいは

必要な指導などがあればそちらでなさつていた

だきたいということを申し上げ、繰り返して恐縮

でござりますが、そういう立場にござります。

○市川正一君 事実上業務命令で会社が人件費を

支出して選挙活動をやらせている。じゃ、その人

件費はどこから出るんですか。全部消費者、国民

であります。ですから電気事業法によつても

この点に対する監督指導の責任を通産省は持つてゐるわけです。そういう不当な支出が行われていることを看過していいんですか。私はそう

いう角度からも問題をただしているんです。さらに聞きますが、岐阜支店直轄の全副長と支

店長との懇親会が開かれて、支店長がじきじきに選挙情勢、得票目標、そしてまた運動の方針などを訴えて最後まで最善の努力をしろという檄を飛ばしております。

ここに私が持つてまいりましたのは一月九日付の総務部総務課から支店各部の筆頭副長にあてた「支店長との懇親会について」という文書です。

今申しました懇親会への動員を指示したものであります。対象者は支店直轄副長クラス全員、開催単位は各部系統センターの副長クラス、これを三グループに分けて開催しております。日程や場所のほか出席者の確保についても細かく指示をしております。こういう社内文書で業務組織を使つてまで選挙活動に動員されておれば、労働者は嫌だと思つても断り切れないんです。明らかに職権乱用であります。しかも、この懇親会は会費三千円、しかしこの会費は料理の代金で、酒代は会社負担と言われております。こういうやり方は買収の疑いさえあります。

また、外注先や取引業者などに整理票という紹介カードを提出させ、その整理を会社で雇用したアルバイト社員にやらせております。

○委員長(久世公義君) 市川君に申し上げます。

時間が超過いたしております。おまとめください。

同時に、こういう場所や便宜の供与、酒を飲ませ、投票や選挙活動に動員するなど、こういう経費は電気料金によつて消費者に支払わることになりますが、こういう企業ぐるみの選挙をやめるよう毅然とした態度で臨まれることを私は強く希望し、回答を求めて質問を終わります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今伺いながら、もし選挙の関係者で他党に全部書類が流出するような選挙運動をしてるとしたら随分頼りない選挙事務所だなというのを、選挙をする人間としては実感をいたしました。

しかし、私は先ほどから委員がお述べになつておられるることは通産省にお話をいたくことだと

は思いません。我々は電気事業法に基づき、先ほ

どから長官が何遍もお答えを申し上げております

ように、電力会社に対して公益事業としての役割

を全うできるような努力を求める責任は持つてお

りますが、選挙関係法令を所管するのは他の省庁

でありまして、我々としてこれを指導する立場にはないと思います。

○市川正一君 終わります。

○委員長(久世公義君) 以上をもちまして、平成

七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関

係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会

及び経済企画庁並びに中小企業庁を除く通商産業省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久世公義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

午後零時十七分休憩

時間が超過いたしております。おまとめください。

○市川正一君 わかつております。

○委員長(久世公義君) ただいまから商工委員会を開いています。

午後一時十分開会

○委員長(久世公義君) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○斎藤文夫君 昨日、橋本通産大臣から趣旨説明を受けました。これから、以下何点か大臣初め御関係の方々から御答弁を賜りたいと思っております。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎藤文夫君 法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○橋本龍太郎君 お尋ねをいたしまして、通産大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員のお話にも

あります。したがつて、公益事業として電気事業法の趣旨か

らしても容認することはできないと思うのであります。

ですが、こういう企業ぐるみの選挙をやめるよう

毅然とした態度で臨まれることを私は強く希望

し、回答を求めて質問を終わります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今伺いながら、もし選挙の関係者で他党に全部書類が流出するような選挙運動をしてるとしたら随分頼りない選挙事務所だなというのを、選挙をする人間としては実感をいたしました。

しかし、私は先ほどから委員がお述べになつておられるることは通産省にお話をいたくことだと

は思いません。我々は電気事業法に基づき、先ほ

どから長官が何遍もお答えを申し上げております

ように、電力会社に対して公益事業としての役割

を全うできるような努力を求める責任は持つてお

りますが、選挙関係法令を所管するのは他の省庁

でありまして、我々としてこれを指導する立場にはないと思います。

○市川正一君 終わります。

○委員長(久世公義君) 以上をもちまして、平成

七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関

係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会

及び経済企画庁並びに中小企業庁を除く通商産業省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久世公義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

ございます。人道的に見ましても、無差別大量殺戮、こういう化学兵器が、そしてまた原子力爆弾等々が地球上に存在をしておるということはまさに残念なことでござります。

それらを踏まえられて、通産大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員のお話にもありましたように、一九二五年に「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」というものが結ばれたわけあります。この議定書で禁止をされましたのは、化学兵器の戦場における使用というものだけであります。

そして、今回この化学兵器禁止法案を提出いたしましたが、それが結ばれたわけではありません。この議定書で禁止をされましたのは、化学兵器の戦場における使用というものだけであります。

○斎藤文夫君 昨日、橋本通産大臣から趣旨説明を受けました。これから、以下何点か大臣初め御関係の方々から御答弁を賜りたいと思っております。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎藤文夫君 法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今伺いながら、もし選挙の関係者で他党に全部書類が流出するような選挙運動をしてるとしたら随分頼りない選挙事務所だなというのを、選挙をする人間としては実感をいたしました。

しかし、私は先ほどから委員がお述べになつておられるることは通産省にお話をいたくことだと

は思いません。我々は電気事業法に基づき、先ほ

どから長官が何遍もお答えを申し上げております

ように、電力会社に対して公益事業としての役割

を全うできるような努力を求める責任は持つてお

りますが、選挙関係法令を所管るのは他の省庁

でありまして、我々としてこれを指導する立場にはないと思います。

○市川正一君 終わります。

○委員長(久世公義君) 以上をもちまして、平成

七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関

係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会

及び経済企画庁並びに中小企業庁を除く通商産業省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久世公義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

ございます。人道的に見ましても、無差別大量殺戮、こういう化学兵器が、そしてまた原子力爆弾等々が地球上に存在をしておるということはまさに残念なことでござります。

それらを踏まえられて、通産大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員のお話にもありましたように、一九二五年に「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」というものが結ばれたわけあります。この議定書で禁止をされましたのは、化学兵器の戦場における使用というものだけであります。

そして、今回この化学兵器禁止法案を提出いたしましたが、それが結ばれたわけではありません。この議定書で禁止をされましたのは、化学兵器の戦場における使用というものだけであります。

○斎藤文夫君 昨日、橋本通産大臣から趣旨説明を受けました。これから、以下何点か大臣初め御関係の方々から御答弁を賜りたいと思っております。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎藤文夫君 法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今伺いながら、もし選挙の関係者で他党に全部書類が流出するような選挙運動をしてるとしたら随分頼りない選挙事務所だなというのを、選挙をする人間としては実感をいたしました。

しかし、私は先ほどから委員がお述べになつておられるることは通産省にお話をいたくことだと

というものが重要であると考え、その条約を国内においていわば実効あらしめるものとして本法案の御審議をお願いすることになりました。

どうぞ、その意味では、慎重御審議をお願い申し上げますとともに、委員の御指摘にもありますたような、この条約の持つ大きな意義というものを御評価いただることを願っております。

○斎藤文夫君 次は、本条約を効果あらしめるためには世界じゅうの国々が参加をしていただくことが一番いいわけですが、現在の署名国あるいは批准国、また今後いかなる国が批准に応じてくるか、また本条約はいつごろ発効するか、お聞かせをいただきたいと思います。

○説明員(高松明君) ただいま御質問にございましたが、本条約の発効の見通しでございますが、条約の規定上、六十五カ国が批准いたしまして後百八十日後に発効すると規定されているわけでござい

ます。

現在、条約の批准国は本日時点で二十七カ国となつております。本条約を批准していない諸国につきましては、私どもいたしましては現在、特に欧米諸国でございますが、できるだけ早く批准しようということで準備を鋭意進めているというふうに聞いております。

私どもいたしましても、本条約の締結につきまして御承認いただきました暁には、まだ批准をしないであります。本条約を批准してまいりましては、できるだけ早い本条約の発効に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○斎藤文夫君 六十五カ国に早く達するように御努力を願いたいと思います。

また同時に、この条約が発効してきますと、化学兵器の禁止のための機関という準備委員会が持たれるわけですね。そういうようなこととか、あるいはアジア諸国に対して、今これからアプローチを日本がいたしますということでござりますけれども、そういう国々に対する協力というものはどうお考えになつておられますか。

○説明員(高松明君) 本条約のいわゆる準備機関

といたしまして、現在オランダのハーグに条約機関のいわば準備機関といたしまして暫定事務局とあります。この暫定事務局が、条約の発効後、本格的な化学兵器禁止条約機関として条約の実施体制の中核になつていくという手はになつております。

委員御指摘のアジア諸国等における批准の促進につきましては、これは先ほど申し上げましたとおり、できるだけ多くの国が批准を急ぐことにとりまして発効が確保されるということがございまして、アシア諸国につきましても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○斎藤文夫君 お隣の中国は批准の方向で動いておられるようになりますが、かつて日本軍が中国に遺棄してきたとされる化学兵器、ついこの間も何かテレビ等々で私は見た記憶がございますが、こういうものに対し我が国がいかなる責務を負うのか、我が国がそれを処理するというようなことになるのか、そういうことについて日本政府としてははどうお考えになつておられますか。

○説明員(野本佳夫君) ただいま先生御指摘の中の遺棄化學兵器の問題、これは旧日本軍がさきの大戦時に中国に化学兵器を遺棄したということです。中国側よりその処理を求められている問題でござります。

中国側の調査によれば、この化学兵器は砲弾で約二百万発、化学剤で約百トン、それが未処理のままになつておるということでござります。本件につきましては、中国側から処理の要請がありまして以降、日中間で既にもう協議及び視察、調査が行われてきております。現在、破棄されました遺棄化學兵器の現状をまず把握いたすべく、去る二月下旬から今週初めにかけても調査団を現地に派遣しているところでござります。

本件につきましては、その実態につき、現地調査、視察等の結果を踏まえ、今後一層事実関係の把握に努める必要がございますが、民営企業に大きな負担がかかることなく円滑に実施されることの必要性といふ点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

て、具体的な処理のあり方につきまして今後中国

側と締意協議をしていく考え方でございます。

○斎藤文夫君 今、現地調査をされておると言います

ますが、中国全土に散らばっているわけですか、その二百万発とか百トンというのは。

○説明員(野本佳夫君) 中国側の御説明によりますと、やはり東北地区が多うございますが、かなりの程度において中国各地に散らばってございま

す。

○斎藤文夫君 お隣の中国は批准の方向で動いておられるようになりますが、かつて日本軍が中国に遺棄してきたとされる化学兵器、ついこの間も何かテレビ等々で私は見た記憶がございますが、こういうものに対し我が国がいかなる責務を負うのか、我が国がそれを処理するというようなことになるのか、そういうことについて日本政府としてははどうお考えになつておられますか。

○説明員(山中昭栄君) お答えを申し上げます。

防衛庁におきましては、化学兵器そのものの研究はいたしておりませんが、万が一化学兵器を使用された場合を考慮いたしまして、その防護の見地からの調査研究を行つていているところでございます。

○斎藤文夫君 防護については後で時間があれば触れておきたいと思います。

続いて、先ほど大臣からお言葉がございましたが、本法案の産業界への影響、そしてまたそれに対する対策について以下何点かお尋ねを申し上げたいと思います。

○斎藤文夫君 まずその第一は、本条約により化学兵器に使用されるおそれのある化学物質あるいは原料物質が規制対象となるわけでありますけれども、これら規制の対象となる事業所等というのは一体全国でどのくらいおありになるんですか。

○政府委員(中島邦雄君) 本法案の規制の対象となるのは言

うなら一般の化学産業ですね。そうなりますと、

このルールを我が國も受け入れる、そうなれば中

小企業その他産業界に荷重が相当かかるの

ございますが、こういったものについては約一千

の事業所があるというものが今私どもの調査でござ

いました。

それから、一般的にそのほか有機化学物質とい

うかなり広範なとらえ方をしているカテゴリーが

ござりますが、こういったものについては約一千

の事業所があるというものが今私どもの調査でござ

いました。

○斎藤文夫君 本法案の規制の対象となるのは言

うなり一般の化学産業ですね。そうなりますと、

このルールを我が國も受け入れる、そうなれば中

小企業その他産業界に荷重が相当かかるの

ございますが、こういったものについては約一千

の事業所があるというものが今私どもの調査でござ

いました。

○政府委員(中島邦雄君) この届け出あるいは

検査と申しますものが民間企業に大きな負担がかかる

ことなく円滑に実施されることの必要性といふ

点についておりますし、大臣もそういう御心配をい

ます。

○斎藤文夫君 ただいておると先ほどございました

が、この点についていかがでございましょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) この届け出あるいは

検査と申しますものが民間企業に大きな負担がかかる

ことなく円滑に実施されることの必要性といふ

点についておりますが、これが既に国際的にも共通の認識になつています。

○斎藤文夫君 それでおります準備委員会及びその専門家会合において議論をされているところでござります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 現在もそのための必要な方策につきましては、外務省からお話をありましたオランダのハーグに設置されたおります準備委員会及びその専門家会合において議論をされているところでござります。

○斎藤文夫君 日本としても、産業界の実態などを踏まえながらこの議論に積極的に参加をいたしまりました。また、日本自身の対策をいたしましても、これまで円滑な届け出、検査の実施のために関係の

事業者が利用されるマニュアルを作成し配付すること、特に中小企業を対象とする情報の提供あるいは指導事業などの対策につきまして産業界の御意見を踏まえながら講じてまいっております。

今後も、引き続き国際的な検討と国内対策の両面において適切に対応しながら、中小企業を初め関係の産業界が過重な負担を強いられることがないように全力を尽くしてまいりたい、そのように考えております。

○斎藤文夫君 ゼひその点は十分に御対応いただきたいたいと思います。

また、この条約を導入してまいりますと、条約機関による検査等が当然行われることになります。今までそういう経験が日本の産業界にはあります。今までその辺の混乱、あるいは企業側も国際機関の調査というようなことになると大変だなという認識になるわけあります。

それとあわせまして、とにかく全国に千数万所あるとすれば、それらについて、いろいろ調査ができるよ、あるいはあそこの工場で化学兵器に何からおおよよ、出ていくてもらおうとかいろんな波が立つのが今の我が国の実情でございます。

この辺を踏まえまして、どういうお考えがございますが、対策もあわせお聞かせをいただきたい。

○政府委員(清川佑二君) 条約機関による検査などにかかる企業の不安という問題、そしてまたいわゆる風評被害の問題を御指摘いただいたわけでございます。

まず、条約機関による検査、これについての不安という点につきましては、検査の対象となる企業に対しまして化学兵器禁止条約の内容に関する説明会を開いていたところございました。

そのほかに、今後さらにいわゆる模擬検査というような、実際の検査に等しいような実地訓練を行う、このようなことも考えながら、情報提供、指導といった事業を行つてまいりまして、積

極的に検査企業に対する情報提供などをを行うことにより安心感を与える、このように考えております。

また同時に、通産省いたしまして検査に立ち会う職員がございます。これまでも、まず通産本省における検査職員、地方通産局における検査職員の専門職員の増員などの体制の整備充実に努め

てきているところでございますが、これらの職員に対しましてはマニュアルを作成いたしまして、そしてまた同時に、国際機関の検査官の候補者を受け入れまして実地の模擬訓練を実施するという

ようないたしてまいりたいと考えております。

他方、条約機関による国際機関からの検査官あるいは政府職員の立ち入りが実際に行われるといふ場合に、あらぬうわさなどを立てられて有形無形の損害を受けるといふいわゆる風評被害の損害が生じるおそれがございます。これを防ぐための対策を掲げているわけでございますが、まず第一に、このような風評被害の発生を未然に防止する

ために、単に化学関係の業界にとどまらずに、広く国民各層に対しまして化学兵器禁止条約の趣旨あるいは検査の意味を周知徹底いたしまして、この検査が化学兵器そのものの製造などの懸念とは直接関係のないものであるというようなことの理解を得ることが必要であると考えております。

このような観点から、当省いたしましては、条約機関による検査の趣旨についての周知徹底、普及啓蒙活動を行いたいと考えております。

具体的には、関係企業を対象とする条約に関する説明会の開催、あるいは中小企業を対象とする条約内容にかかるパンフレットの作成、配付、さらにはまた風評被害を防止するための中小企業向けマニュアルの作成、そしてまた関係企業の周辺の住民に広く条約内容について普及活動を図るために、地方公共団体の協力も得ながらボスターあるいはパンフレットを作成し、配付を行うことといたしたいと考えております。

まず、条約機関による検査、これについての不安という点につきましては、検査の対象となる企業に対しまして化学兵器禁止条約の内容に関する説明会を開いていたところございました。

そのほかに、今後さらにいわゆる模擬検査というような、実際の検査に等しいような実地訓練を行う、このようなことも考えながら、情報提供、指導といった事業を行つてまいりまして、積

府県の公安委員会が立入検査をする規定があるんです。企業の正当な経済活動を公安委員会が調査をすると。それは一体どういう場合におやりになりますか。特に慎重に対応していただかなないと、今

の風評被害、これはもう住民に何事やと思われただけでも困る、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(瀬川勝久君) お答えいたします。

本法案の十七条の二項におきまして、特定物質を運搬しようとする場合に都道府県公安委員会に届け出がなされるということになつております。

が、その届け出があつた場合には、都道府県公安委員会いたしましては、その「運搬において特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。」

このようになつております。

先生御指摘の三十三条二項による立入検査等というものにつきましては、この十七条の二項の規定に基づきましていろいろ安全確保のための必要な指示をする、その指示が的確に実施されるといふことが盗取あるいは所在不明を防止するためにどうしても必要なことであるというふうなことをいまして、その目的のために必要な限度におきまして警察職員に立入検査を行わせるということを

も含めた条約機関職員の守秘義務、あるいは検査における秘密の保護、守秘義務違反の場合の手続などを定められておりまして、企業の秘密情報の保護が図られるように条約としては多くの規定を置いているところでございます。

他方、我が国いたしましては、今後ます国际会議におきまして策定されるいろいろな手続、検査手続などがござります、さらにまた各施設ごとに

に条約機関と条約締約国との間で締結される施設協定というのがございますが、このような協定を

おきまして秘密情報の保護が十分に考慮されているものでございます。

もとより、この立入検査につきましては必要な範囲に限定することとされておりますし、具体的には、運搬状況を確認するための業務日誌等を確認したり、あるいは関係者に対して質問したり

ということが想定されるわけでございますが、無用のあるいは過重な負担を関係者に与えることがないように十分配慮してまいりたい、このように考えております。

○斎藤文夫君 ゼひ慎重に運用してください。そういうのが決まつてしまふと割合ひとり歩きして、立入検査ができる、だからどんどんと、こういう可能性が今まで多く見られましたので、よろしくお願ひをいたしました。

しくお願ひをいたします。

産業界への影響の最後ですけれども、情報の申告とかあるいは条約機関が検査等々をやるようになりますが、企業にとつてはいわゆる

なつてくるわけですが、企業にとつてはいわゆる企業機密というものがあります。それをどうして

もディスクロージャーさせられるような不安がないかな、こういうことを企業サイドの人は言つておられます。

○政府委員(清川佑二君) 斎藤委員御指摘の企業

情報の機密性の確保につきまして、化学兵器禁止

条約におきましても十分に留意すべきものという

ことにされておるわけでございます。

具体的には、この条約に秘密情報の保護に関する

規則、検査官

も含めた条約機関職員の守秘義務、あるいは検査

における秘密の保護、守秘義務違反の場合の手続

などを定められておりまして、企業の秘密情報の

保護が図られるように条約としては多くの規定を置いているところでございます。

他方、我が国いたしましては、今後ます国际会議におきまして策定されるいろいろな手続、検査手続などがござります、さらにまた各施設ごとに

をさせられた大変な思い出を持つている一人であります。今のこういう科学の進歩発展の過程の中で、先ほど防衛庁関係の方から防護用の研究はしている、こういうお話をございましたけれども、今我が国ではこういう問題についてどういう研究がなされているのか。こういう条例ができると、もうなくなるんだからそんな防護目的の研究は要らないじゃないか、こうすることにもなるかも知れませんけれども、やはり科学というもののいろいろな可能性というものを探るときに、防護の目的のいろいろな材料とかあるいは対応の器具というものを備えるべきではないか、こんな思いがありますが、いかがでしょうか。

○説明員(石井道夫君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、我が国はもちらん化学兵器は保有しておりませんけれども、仮に他国が化

学兵器を使用した場合に、それを検知、測定あるいは防護し、除染するための器材というのを持ておく必要があると考えております。

そこで、今までに防衛庁としましては、防護マスクですとかあるいは戦闘用防護衣等の開発を終了して装備品として持っております。また現在、除染装置などがあるは個人用の防護装置、こういったものについて研究開発を実施しているところであります。

○斎藤文夫君 最近、特に震駭させた事件として

松本のサリン事件があります。先ほどもお話をありましたが、サリンという毒性の強いガスというようなものを考えますときに、やっぱりこういうものについての規制というものは強くしていかなければいけない、このように思つておるところでございます。

したがいまして、このような法案によつてそういうものが防止できるのか、また同時にあのサリン事件はその後どんな調査状況になつてあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○説明員(中島勝利君) 最初に、松本のいわゆるサリン事件につきましてその捜査状況を申し上げます。

お尋ねの事件は、平成六年の六月二十七日夜の十一時ごろ、長野県の松本市北深志一丁目で発生をした毒ガスによりまして付近住民の七名の方が死亡いたしまして、一百七十名余の市民の方々が被害を訴えまして病院で受診をしたという事件でございます。事件発生以来、長野県警におきまして現場周辺における所要の捜査、あるいはサリンと推定される物質を製造するための薬品の販路捜査等を現在続けております。

そういうことで、事案の全容解明に向けてこれからも真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○説明員(瀬川勝久君) この法律案は、化学兵器禁止条約の適確な実施を確保することを目的とするものだと承知をしておりますけれども、

サリンあるいはマスタードガスといった特定物質につきましては、その製造、使用等につきまして厳格に規制するほか、特定物質の盗難または紛失を防止するためにその運搬を都道府県公安委員会に対して届け出させるとともに、これらの規制に違反したもの処罰するというような仕組みになつてございます。

したがいまして、御指摘のような事件の防止にも相当の効果があるものではないか、このように考えております。

○斎藤文夫君 最後に、大臣にお尋ねをいたします。

本条約を早期批准し、批准後本条約の適確な実施をするためには条約機関の検査受け入れとかいろいろな体制を整備しなければなりません。

そういうようなことを考えますと、本条約の国内実施体制、これを早く確立していかれる必要があると存じますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

そういうふうに考えております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 我が国が第一次大戦終結後五十年間、平和な国家として今日まで歩んできましたその足跡というのを考えますと

ていくのかをある意味では問われている時期に

我々は進んでいるように思います。

この化学兵器禁止条約につきましても、その意味では本当にその早さをある意味では期待され、可及的速やかに批准をすると同時に、この条約の枠組みの中で積極的な役割を果たしていくことが非常に重要なだと私は考えております。

今後ともに、本条約の発効及びそれを受けての本条約の施行に向けまして、私どもは例えれば先ほど御指摘のありました風評被害といったようなものを防止するためにも国民への普及啓蒙あるいは産業界への条約内容の周知徹底、さらに条約機関の検査の受け入れ体制の整備等ありますとか国内の実施に向けた通産省の対応体制を整備していくことなど、国内体制の一層の整備に努めてまいりたい、そのように考えております。

○斎藤文夫君 ありがとうございました。

○梶原敬義君 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律ができるということは本当に歓迎すべきことでありまして、まさに賛成であります。米ソの核超大国による、かつて核戦争何分前か、こういうことが言われてきましたが、冷戦構造が解消して、同時にまた核不拡散に向けて世界各国が努力をしている、そういう点から世界は大きく一歩いい方向に進みつつあると思ひます。こういう時期にさらにこの化学兵器の禁止をするということは、本当にこれは冒頭言いましたように歓迎すべきことでありまして、ぜひ我が国は率先してその条約の効果が出るように頑張つていたら、だいたいと思います。

先ほど斎藤委員に署名国並びに批准を終了している国数、そして六十五カ国が批准した百八十分後にこの法律が発効する、こういう説明でございましたが、六十五カ国が批准をするであろうといたしましたが、六十カ国が批准をします。

いうこの見通しについて、外務省に若干その辺について可能性を含めて教えていただきたいと思います。

○説明員(高松明君) 本日時点におきまます批准国

す。六十五カ国にはいささか数があるわけでござりますが、現在欧米諸国を中心に関連的に批准準備

が進められているというふうに私ども承知しております。暫定事務局の見通しでは、早ければ本年半ばにでも六十五カ国の批准が成り、本年末あるいは来年初には本条約が発効するのではないかというふうに考えられている、そういう状況でございます。

○梶原敬義君 大きな核戦争の危機というのは早い段階で民族紛争あるいは宗教にかかる部分戦争が絶えませんね。こういう時期ですから、我が国外交の総力を挙げて、早期にこういふ危険な兵器が使われないようにあるいはつくら

れないよう全力を挙げていただきたいと思いま

す。

次に、特定物質の中にサリン類があつたりいろいろなものが入つておりますが、どうも長野のサリン事件等を見ても、大体こういう物質が野放し状態にされておつたこと自体が、この条約とはかわりなく国内的にも大変問題があつたんじゃなかつたことかといふと野方団に網にかかる

のがどっちかというと野方団に網にかかるならない物質が幾らでもある。外為法で輸出入の規制をしておつたこともありますが、これがしばらく前に見つかったこともあるようになりますが、これからの点について、どうしてこれまでこういうのがどうかといふと野方団に網にかかる

規制をしておつたのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(清川佑二君) 現在、一部の化学物質につきまして梶原委員の御指摘のように外為法による規制がなされているところであります。

これはしばらく前のことになりますが、イラク・イラク戦争の際に化学兵器が使用されましたことは確認されたわけでございます。これに端を発しまして、日米欧等二十八カ国の国際的な合意に基づきまして、この物質は化学兵器の開発、製造に使用されることを防止するため輸出規制を行つてございました。

他方、国内におきましては懸念のないという状態でございまして、その中で危険な化学物質につ

きましては御指摘のとおり毒物及び劇物取締法等におきまして厳格な管理が行われている、このようない状態でございましたので、このようなものに指定されているもの以外につきましては国内について規制をする必要がなかったという状態でございました。

○梶原敬義君 厚生省、見えてますか。——今お話をありました毒物劇物取締法の概略について厚生省に説明していただきたいし、関係物質がどのくらいあって、この毒物劇物取締法の中の数とそれからどのような管理をされてるかをちょっと。

○説明員(樺木明広君) 毒物劇物取締法の法的目及びその内容ということでございますが、毒物劇物取締法は日常流通しております有用な化学物質のうち、作用の激しい化学物質につきまして国民の保健衛生上の観点から必要な規制を行うことを目的としております。

その内容といたしましては、毒性、劇性の強度に応じまして毒物、劇物、特定毒物を指定いたしまして、製造業、輸入業、販売業の登録を行い、毒物劇物取扱責任者を設置いたしまして管理を義務づけております。また、販売に当たりましては、事前に毒物、劇物の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等を記載し、印を押した書面の提出を受けるなどの手続を定めております。また、危害防止のための飛散、漏出あるいは運搬等における基準設定を行ふなどの規制もいたしております。

それから、この毒物劇物取締法におきまして規定しておる物質でございますが、毒物が六十六、劇物が二百四十六、合計三百十二でございまして、いは農薬といったものでございます。

○梶原敬義君 ありがとうございます。

それから、この法律の施行日につきましては、六十五カ国が批准した後さらに百八十日だという随分遠い話ですが、これはもとと前倒ししたいなことが国内ではできないのかどうか、この法律

の趣旨を生かした前倒しはできないのかどうか、お尋ねします。

○政府委員(清川佑二君) この法律につきましては、御指摘のとおり「条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。」ということになつておるわけございます。しかしながら、多くの条項につきましては、国際機関に対する届け出等の関係もございまして、実績その他の届け出などにつきましては条約の施行に先立つて届け出の義務を課し、報告をいただくというような手立てを講じているところでございます。この条約そのもの施行に先立つて形での法律は一部施行させていただく形になつているところであります。

○梶原敬義君 ありがとうございます。

次に、齋藤委員からも先ほど少しお話をありました旧日本軍がさきの大戦中に中国に遺棄した化学生兵器の処理にかかる問題であります。外務省からいただいた資料によりますと、これは中国側の調査では、旧日本軍の化学兵器は砲弾で約二百万発、バルク状で約百トンが中國内で未処理のまま放置されており、これまで二千名の被害が発生しているというようなことを言われていると

いうことであります。本条約が効力を発する場合には、中国に遺棄してきた化学兵器の処理は条约上どのように位置づけられるのか、外務省にお尋ねします。

○説明員(高松明君) 委員のただいまの御質問に対しましては、現在御承知のとおり我が國も中国も本条約の加盟国ではないわけでございます。我が国につきましては今国会で条約の締結について御承認をいただくということで今準備が進められ

ておるわけでございますが、中国につきましてはいつの段階でこの条約に加盟するかまだ確たる見通しはない状況でございます。

ただ、中国がこの条約に加盟した段階で日本と中国との間で条約が発効いたしますら、中国がいわゆる遺棄化学兵器に関する領域締約国、我が国が遺棄締約国ということになります。我が国は条約上中国に対する一定の義務を負うというこ

とになります。

○梶原敬義君 そういうことです。この辺もちょっと勘違いしております。そうすると、仮に日本がこの条約を批准して加盟する、そして一方中国は加盟していない、しかし国際的に見るとこの条約は生きている、そういうときに、中国が条約に加盟しないから今の答弁ではこれはできなんだ、こういう内容の答弁のように聞こえただく形になつているところであります。

○説明員(野本佳夫君) お答え申し上げます。中国との関係におきましては、現在日本も中国もまだ締約国ではございませんが、しかし日中間の問題といたしまして既に日中間でこの問題について協議それから視察、調査、こういうものを行つておりまして、日本側、我々といたしましてはまずはこの事実の把握に努めるとともに、日中共同声明それから日中平和友好条約、そういう日中間の精神を踏まえて対処してまいりたいと思っておりますし、また条約が双方、日中それぞれに発効いたしましたときにはさらに条約上の権利義務關係に入るものというふうに考えております。

○梶原敬義君 そうしますと、中国はこの条約に当分加盟しない、入らない、日本は条約国に入る、そうした場合、世界から見ますと、それは条約国として日本には一定の責任があるんじゃないかな、こうなる。しかし、中国が条約に加盟していないからこれは日中間の問題だ。極端に言うとこういうことになるわけですか。

○説明員(野本佳夫君) 先生御指摘のとおりだと思います。これは元従業員さんが、終戦後、米軍の命令で、山口県内の炭鉱から運ぶ旧陸軍工場の一従業員証言、「毒ガス弾工場」「東京第二陸軍造兵廠曾根製造所」の元従業員一人が、終戦後、米軍の命令で、山口県内に隠匿されていた大量の化学兵器を同様に投棄した事実を読売新聞に証言しました。こうなつております。

○梶原敬義君 どうもそうすると、例えば日本が条約に加盟している、そして、中国じゃないんですよ、どこか東南アジアなら東南アジアの小さい国は条約に加盟していない、そういうときに、日本は化学兵器をそこにたくさん置いてきた。その

問題については国際的に、この条約加盟国の中でも、これはちょっとおかしいんじゃないかな、日本が処理しなきゃいかぬのじゃないかと。中国のようないい意味を持つ、このように書かれておりますが、外務省はこの件については御承知ですか。

○説明員(高松明君) 化学兵器禁止条約の規定によりまして、締約国は国内に存在し得る老朽化した化学兵器につきまして入手可能な情報の提供と

盟国のなかで、当然この条約の精神からいつたら日本に責任とか義務が生ずるようになつてゐるね。そうすると、その国が条約に入つてないからといってそれは当事国の間だけの問題で済まされる問題かね。済まされる問題ではないんじやないですか、条約の精神からいつたら。

その廃棄を規定しております。

外務省といたしましては、条約締結準備の一環いたしまして、過去の経緯に関する情報収集等につきまして関係省庁と現在まで協議を行つてしております。

他方、化学兵器禁止条約は、一九四六年以前の老朽化した化学兵器につきましては申告と廃棄等が発見されました場合には、条約の規定に従つて処理されることになるわけでございます。

ただし、条約の規定によりますと、一九七七年一月一日以前に締約国の領域内に埋められました化学兵器であつて引き続き埋められたままであるもの、または一九八五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器については、締約国のお裁量によりまして条約の規定、具体的には申告と廃棄でござりますが、その条約の規定を適用しないことがであります。そのうえ規則しているわけでございま

す。

したがいまして、海洋に投棄されました旧軍の化学兵器等につきまして、条約上は実態を改めて調査の上、申告・廃棄することまで義務づけてはいないというふうに解釈しております。

○梶原敬義君 ちょっとどういう内容かというのを少し読んでみますと、「造兵廠の製造所で完成した毒ガス弾の検査職員だった名務亨さん七十六歳、これは小倉南区の人ですが、と、イペリット、ルイサイト弾充てん分隊長だった山口操さん八十五歳、これも小倉の方ですが、「漁場や旅客船航路にもなっている沿岸海域で、強烈な毒性のガス弾が放置されたままだと、将来事故が起きる」と思い、証言を決意した。」ということで、新聞にお話をしているわけです。

そして、「毒ガスの種類は、びらん性のイペリット、ルイサイト、ジフェニールシアンアルシンが全体の七、八割、残りは窒息性のホスゲン、青酸で、長さ四十センチ弱の迫撃砲弾、五十キロ、百キロの投下爆弾もあった。」、このように言つてお

ります。

そして、これは非常に経過があるんですが、この新聞では、「水産庁によると、宇都港沖では一九五一年ころ毒ガス弾による事故が起きた。これを

海上保安署から許可を受け、投棄砲弾を引き揚げ中同府事務次官通達で、海自吳地方隊、陸自、三県、後も事故が起き、七三年には山口、福岡、大分三県知事が防衛廳長官に処理を要請。七四年一月の海上保安庁が合同で掃海、処分に当たることになつた。」ということで、五十発ぐらいを回収しました。

たんだが、レントゲン検査の結果、イベリット弾などの疑いが強いということで、危険なために解体せずにコンクリート詰めにしてまた海上に投棄したこと。

五万発のうちのもうごくわずかでありますけれども、呉總監部の説明では「海底の表面に露出しきる」というふうに規定しているわけでございま

したがいまして、海洋に投棄されました旧軍の化学兵器等につきまして、条約上は実態を改めて調査の上、申告・廃棄することまで義務づけてはいないというふうに解釈しております。

○梶原敬義君 ちょっとどういう内容かというのを少し読んでみますと、「造兵廠の製造所で完成し没し固着、固定化したり、ヘドロに覆われて回収不能だった」、このように言つております。そして、「同年十月、環境庁を主体に関係省庁による「掃海問題等検討小委員会」が設置されたが、七五年代初めから事實上、活動していかなかった。」、このよう書かれております。

主務官庁はどうも環境庁のようになりますが、経過はどうなつておりますか。

○説明員(生田長人君) 先生お尋ねの旧軍の毒ガス弾につきましては、昭和四十七年に広島県の大久野島で毒ガス容器らしきものが発見されたこと

を契機といたしまして、大久野島毒ガス問題関係省庁連絡会議というものが開催されておりまして、この広島県の大久野島が環境庁の所管地であります国民休暇村の中にあるということもあります。

して環境庁がこの会議を主宰した経緯がございまして、環境庁におきましては、大久野島におきます調査を行うことを決めておりまして、各省庁が役

割を分担いたしまして実施した調査の結果が昭和四八年の三月に発表されているところであります。

その調査によりますと、終戦當時におきまして毒ガス弾等が処理されました際に、海中に投棄された、八海域がございますが、その中の一つに周辺が含まれているという報告がございます。その後も事故が起き、七三年には山口、福岡、大分三

県知事が防衛廳長官に処理を要請。七四年一月の海上保安署から許可を受け、投棄砲弾を引き揚げ中同府事務次官通達で、海自吳地方隊、陸自、三県、後も事故が起き、七三年には山口、福岡、大分三県知事が防衛廳長官に処理を要請。七四年一月の海上保安署から許可を受け、投棄砲弾を引き揚げ中同府事務次官通達で、海自吳地方隊、陸自、三県、後も事故が起き、七三年には山口、福岡、大分三

の実態を調査の上、条約機関に対しまして申告、廃棄することまで義務づけられてはおりませんの

で、先生御指摘のような御要望も踏まえまして、事実上の問題といたしましてどう対応するか、今後さらに検討をしてまいりたいと思います。

○梶原敬義君 また、これは条約の三条の一項の(b)のところに「自國の領域内に遭棄化学兵器が存在するか否かを申告し、及び検証附屬書第四部(B)の規定に従つてすべての入手可能な情報を提供する。」と、こういう点からすると、私の読み方が悪いのかもわからぬが、ある程度はこれは条約の中で、日本の海の中に何万発か今捨てていると、こういうことは言わざるを得ないんじゃないかな。

○説明員(高松明君) 先ほど申し上げましたとおり、海洋に投棄されたものにつきましては適用されないことがありますので、私どもといたしましては、今先生御指摘の条項は、

今後、旧軍の化学兵器等につきまして陸上で発見された場合につきまして条約上の申告、廃棄等の義務が生じるというふうに考えております。

○梶原敬義君 今、漁師さんが網で魚をとる場合、必ずよ、農後水道のところは深いんだけども、これは漁師さんなんかがよく行くところで、客船もずっと走るところがその辺もたくさんあるわけですね、阪神航路やなんかがありますから。

関係省庁会議というものは七五年から何か雲散霧消したようになつてはいるようになりますが、どうしますか、もう一度この関係については、私はこの際、確かにこの条約の第三条では、今外務省の担当者が言われましたように、一九八五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器について、私はこの際、確かにこの条約の第三条では、今外務省の担当者が言われましたように、一九八五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器について、私はこの

言わないということですが、これは国内の問題として、当然この点については外務省も、この条約を締結したら、日本にはこういう海洋投棄をしてしまう、捨てているという届け出は世界にするんであります。これはいかがですか。

○説明員(高松明君) 先ほどお答えを申し上げま

したとおり、条約上、一九八五年一月一日以前に海洋に投棄された化学兵器等につきましては、その

実態を調査の上、条約機関に対しまして申告、廃棄することまで義務づけられてはおりませんの

で、先生御指摘のような御要望も踏まえまして、事実上の問題といたしましてどう対応するか、今後さらに検討をしてまいりたいと思います。

は各省庁連絡会議が何かでもうちょっと真剣に検討してみる必要があるのでないかと思うんです。

なぜなら、この人たちが言っているのは、これを工場で洗った液体が出ていくその水道管が、洗つてもすぐ腐食すると。だから爆弾の弾頭の入れ物がいつまでも腐らぬという保証はないんじやないかと。それでぶくぶくと泡が、これガスは専門的に言うと浮くんですか浮かないんですか、通産省。浮いてくれば、やっぱりぶくぶく噴き出せば非常に危険ですからね。ちょっとそこのこと、浮くか浮かないか。

○政府委員(中島邦雄君) お答えになりませんでしきれども、私はこういった毒ガスとのつき合いが全くございませんもので、勘で言つて皆様方に御迷惑をかけてもいけませんので、コメントはちょっと、申しわけございません、後で調べてお答えさせていただきます。

○梶原敬義君 大臣もおられますので、できれば本件は関係省庁会議等で一度検討してみるというような方向でもう少し努力していただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私自身もこれ一体、大体水に溶けるのか溶けないのか、比重がどうなのか、さらに砲弾といいましても金属の容器になるわけであります、その容器の腐食性がどうなのかといったこと、全く知識がありません。これは専門家にちょっとその辺を調べさせて、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

○長谷川清君 私もこの案件につきましては積極的に賛成という立場で幾つか質問したいと思いま

トータル的に二十カ国とも言われておりますが、まだ私は確認できておりません。確認ができるいることがあります。アメリカ及びロシアの二カ国でございます。アメリカは約二万五千トン、ロシアは約四万トンの化学兵器を所有しているということをございます。

○長谷川清君 確認は二カ国と言われておりますが、実数は二十数カ国になるのではないかと思われるところがござります。よしんば、今言われたところの中でも、経済的に非常に混乱状態があつたり、そしてその廃棄の技術を持たない国々が横へ流していく危険性があるのではないかという心配が出てまいります。

私は、まずは積極的に賛成だという前提の中にいる、ここまで何十年かけてやっとチャンスが訪れた、このチャンスをやはり物にしなければいかぬという、地球上から化学兵器は根絶しようという意思が今働いているわけですね。この条約にはそのためにはありとあらゆる方法をとろうという基本精神が貫かれていると思います。

いろいろな意味において、例えば化学兵器が今保有されている国の中で、いろいろの事情があるのかといったこと、全く知識がありません。これは専門家にちょっとその辺を調べさせて、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

○長谷川清君 私もこの案件につきましては積極的に賛成という立場で幾つか質問したいと思いま

とれないのか、横流しの危険はないと考えていいのかどうか、その辺をひとつお願ひします。

○説明員(高松明君) 今、委員が述べられましたとおり、化学兵器禁止条約は世界から化学兵器を廃絶しようという条約でございます。そういう意味で、いわゆる大量破壊兵器の中でも核兵器と並びまして最も恐るべき効果を持ちますこの兵器を廃絶する、そのための条約を批准するということは、我が国にとりましても、さらに世界の平和と安全にとりましても極めて重要なことだと私ども考へておいでございます。

委員御指摘の、アメリカとロシアの化学兵器あるいはさらに他の国にあり得る化学兵器の問題につきましても、これが廃絶されるということが非常に重要でございますので、化学兵器の禁止条約にこれらの国ができるだけ早く加入する、そういういための努力をしていきたいというふうに考えております。

ロシアにつきましては、御承知のとおり、非常に混亂した中で化学兵器の廃棄の作業がやや難しいのではないかとという見通しも一部でされているわけでございますが、先生御指摘のとおり、アメリカとロシアの間でこの化学兵器の廃棄のためのいろいろな協力の枠組みができております。例えは昨年合意されました米ロの化学兵器廃棄支援協定では、アメリカがロシアに対し三千万ドルの支援をするということで合意されたと私ども承知しているわけでございます。

私どもとしましては、そういった動きをできるだけ見ておりますけれども、現在の時点で化学兵器の廃棄につきまして他国に何らか支援を行なうということは考えておりません。

○長谷川清君 この問題の一つは、保有国がなかなか実態上つかみづらい、確認しづらいという問題があります。今ロシアとアメリカとわざか二カ国だけありますね、確認は。

○長谷川清君 まだ一つ重要なことは、一つの例

んですね。しかもそれは非常に小さいスペースで大量の生産ペースが可能である。しかも技術的には容易である。価格はとくに非常に低コストである。こういう一つの例もあります。

根絶をしようというなら、やはりいろいろな意味において、肝心な要所はきちんと条約で押さえるべきであると思うんです。そういう視点に立つたときに、これはまだこれから長い努力が必要な部分だと思いますけれども、当面できることは、既にもう日本がいろいろと譲り受けたパキスタンとかイランとかインドネシアとか、そういう遠洋していたところが説得によって合意して署名もしたということで成功しているんですね。これは一つの成果だと思います。

今、百五十九カ国が署名はしたが、二十七カ国批准だと、こう報告がありました。問題なのは、実際に保有をしている国で未加盟の国、そういう中でどのぐらいの国が批准をするかということが成功するための一つの大きな勝負どころになるのではないか、こう思いますから、今まで日本の外交で努力してきた成果というものを、さらにできて実績をさらに高めていくという点についてぜひ努力してもらいたいなと思います。

私はもともといたしましては、この化学兵器禁止条約を真に実効あらしめる条約体制として確立するこれが非常に重要だというふうに考えております。ただいまして、それを受けまして他の国に積極的に働きかけていたいというふうに考えております。

○説明員(高松明君) 今、委員御指摘のとおり、我が国としてこの条約の締結につきまして御承認いたしまして、それを受けまして他の国に積極的にぜひ働きかけてまいりたいと考えております。ただいまして、すべての国にこの条約に加盟、批准を真に実効あらしめる条約体制として確立するこれが非常に重要だというふうに考えております。

○長谷川清君 いま一つ重要なことは、一つの例としまして、原子力の場合もそうですが、これも使い方一つでいわゆる兵器にもなり平和利

用もできる。化学兵器の方の化学物質も、その取り扱いにはまさに天と地の違いがありまして、そういうものを持つております。

原子力の場合には、IAEAも既に日本の場合でも四十年、世界でも五十年実績を積んで今日安定しておりますが、一つは構造であります。連絡、連携が保てるような条約機関というものと、これからできる日本、各国との関係という点について、まず一つは、今条約は仮の姿だ、こうおっしゃつておきましたが、まだどうもそこには、どういう陣立てで、どういう機能を持つて、どのようになつておるのかといふことがイメージで浮かんできます。せんから、今あるオランダのハーグの建物とかスベース、陣容、そういうものについてお聞きをしたい。

それから、各国におきます受け皿の問題では、大体アメリカもドイツもイギリスも、特にオーストラリアあたりは既にいろいろな意味の国家機関の準備局というものを設置して、そこが窓口になつてこの条約機構とタイアップするということなどをやっており、しかも中で法律を決めて、政労使の三者構成によって諮問機関の設置も終わつたというふうに聞いております。

たまたま今まで、いろいろと二十数年にわたります間の途中においては非常に断念的な、絶望的なときもありましたけれども、それ以降においては、私も所属しておりますICCEF、いわゆる世界の化学エネルギー労協というのがございました。それが中心になりまして、ICCTU、国際自由労連あるいはILO、そういうものとも連携して、化学兵器絶滅の運動のために、条約をつくっていくために積極的に今まで関与してきましたのであります。私もちょうど三年ぐらい前にICCTUの会合がアメリカで行われたときにも参加しております。

きのうまでいろいろなファクスがここにハーグ発でどんどん届いてきております。いろいろな国

思っています。

ですから、責任の体制をはつきりしておいていただきたい。外務省だ、いや通産省だ、いろんなことがそうならないようにしていただきたいなと思いますが、そういう点についてひとつ大臣の方からの見解をお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、委員がさまざま角度から提起をされましたこの条約、その意義を認められた上で問題点、非常に真剣に聞かせていただきました。

日本の場合に、少なくとも化学兵器を製造するための物質、すなわち表一剤に当たるものを生産しておらない、この点はもつどなたもが認めていたたけることだと思います。それだけに、この条約において行おうとしております化学物質の規制というものは、特定の化学物質が化学兵器に転用されないようについて行うものでありますから、その条約の適確な実施に必要な部分に限定をして行うものであるということは間違いがありません。ですから、この法律案によりまして化学物質の持つ有用性が損なわれるあるいは産業界に過度の負担を課すことないと考えておりましけれども、要是運用の問題にかかるであろうと存じます。

私どもは、この法案を最初に考えました時点で、昭和四十年代の一時期、農薬が火炎瓶等に転用され過激派の武器として利用され、全く予想しなかった状態をどうするかで苦しんだことを想起いたしました。そうしたことから、こうした問題点を含みながらも、産業界に過度の負担をかけないようにという視点は常に持ち続けてまいりたい、そのように考えております。

○長谷川清君 機構、組織の問題にちょっと入ってまいりましたから、外務、通産それぞれの、今までにこういう仕事が出てまいりますが、それに対応するための組織とか、今通産なら通産のどこの部署がこれを受け持つてやるのか、あるいは外務なら外務のどこの部署がやるのか、増員を必

要とするのか、予算についての措置の考え方等々があればお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(清川佑二君) 通産省の組織、人員、予算につきましてお答えを申し上げます。

現在、私ども通産省におきましては、本省基礎産業局に化学兵器・麻薬原料等規制対策室がござります。この室の職員につきましては、平成六年度及び平成七年度にそれぞれ増員をしていただきまして、平成六年度には通産局と合わせまして十四名増員、平成七

年度には八名の増員をしているわけでございまして。これは、実際に機能する場合に、本省と同時に地方通産局が非常に大きな機能を果たすために地方まで含めて人員の増員を図っているわけでございます。

予算面につきましては、平成六年度に二億四千六百万円を計上いたしまして、届け出データの管

理システムの開発、あるいは検査受け入れマニュアルあるいは届け出マニュアルなどの各種のマニュアルの整備を行っております。御案内のところからい化学物質でござりますので、その化学物質をきちんと確認をする、そして誤りなきよう確認をしながら報告等をする、こういうことが必要でござりますので、このようなマニュアルの整備をしていくわけでございます。また、中小企業に対する条約内容の啓蒙普及活動あるいは現地指導等を行っていくことにいたしております。

平成七年度におきましては、さらに資料を分析する、データを分析することが必要でございます。そしてまた、実際に国際機関から検査官補、検査官の候補者に多数我が国に来ていただきまして、我が国通産省の職員立ち会いのもとに実際に国際模擬検査を行うというような形で訓練をする。このようなことも含めまして二億八千五百万円の計上をお願いしているわけでございまして、このような形で人材、組織、予算、こういった面につきまして万全の体制をとるべく努力をしているわけでございます。

○長谷川清君 ゼヒひとつ形を整えていただき、

またそこに意思をきちんと持って、大事なところにおけるいろんな国際機関とのかかわりというもののをきちんととつていただきたいなと思います。

また、細かいことになつてまいりますが、検査をする場合の事前のインテーク、通知というのをきちんととつていただきたいなと思います。

時間前に通告があるというふうに聞いておりますが、これはチャレンジ検査を必要とするような状態が、先ほどお答えがありました日本の対象の約千カ所ですね、そういうところには該当するものがあるのかどうか。つまり、このチャレンジ検査といいうのは抜き打ち検査的な、完全に疑惑があつてその必要性があるから入るという状態のことを指しているんじゃないかと思われるんですが、そ

ういうケースはまず日本ではないと考えていいのかどうか、その点。

○政府委員(清川佑二君) いわゆるチャレンジ検査、私ども申し立てによる検査とも言つてゐるわけでございますが、これは、要請国が一定の資料を添えてその疑いを示して、かつこのような場所がどうもおかしいんではないかというようなことを含めて国際機関に申告をした上で、その申し立てに基づく検査ということです。

そのような条約上の定めがござりますが、我が国におきましては特定物質について生産をしていないことはないし、第一種指定物質、第二種指定物質等につきましてはきちんととした報告、届け出が行われるものと考えております。

また、その他の有機化学物質につきましても、これは現時点ではまだ国際機関におきまして物質を明快に特定されていないわけでございますが、これにつきましてもきちんとした届け出、報告が行われるようにしておきます。

また、その他の有機化学物質につきましても、これは現時点ではまだ国際機関におきまして物質を明快に特定されていないわけでございますが、これにつきましてもきちんとした届け出、報告が行われるようにしておきます。

また、その他の有機化学物質につきましても、これは現時点ではまだ国際機関におきまして物質を明快に特定されていないわけでございますが、これにつきましてもきちんとした届け出、報告が行われるようにしておきます。

また、その他の有機化学物質につきましても、これは現時点ではまだ国際機関におきまして物質を明快に特定されていないわけでございますが、これにつきましてもきちんとした届け出、報告が行われるようにしておきます。

また、その他の有機化学物質につきましても、これは現時点ではまだ国際機関におきまして物質を明快に特定されていないわけでございますが、これにつきましてもきちんとした届け出、報告が行われるようにしておきます。

たものの生産ということはないというふうに私も把握しておりますので、このチャレンジ検査そのものは、条約上にはございますが、実際に我々には読み込めるようにはしておりますが、実際に我が国にはないだろうというふうに考えております。

○長谷川清君 想像するのに、恐らくないだろうなと思います。

これよりももう少しく緩やかな検査ですね、これまでを対象として入つていくのかという点についてははどうでしょうか。

○政府委員(清川佑二君) 条約の言葉で言いますと、表第一剤、表第三剤、今委員の御指摘の民生工場に入るわけであります、工場の一体どの部門までを対象として入つていくのかという点についてはどうでしようか。

○政府委員(清川佑二君) 条約の言葉で言いますと、表第一剤につきましては冒頭に報告をいたします。どのよくな実態で生産がなされているか、どのような場所で化学物質が生産されているかと

いうことにつきまして報告をいたしますが、その後三年以内に冒頭検査という形で検査を行う、検査を行うということになつております。その場合に、どのような形で国際機関が検査に来るかといふことにつきまして施設協定というようなものを作成することになつております。これにつきましては、現在モデルの案を国際機関と各国が協議をしておりません。このよくな形で冒頭検査が行われ、検査を行つておりません。

また、表三剤、すなわちより民生用の使用の多い表剤につきましては、検査につきまして技術事務局が地理的配分等を考慮したコンピューターの施設協定が行われますが、回数につきましては年二回以下というふうになつております。

また、表三剤、すなわちより民生用の使用の多い表剤につきましては、検査につきまして技術事務局が地理的配分等を考慮したコンピューターの無作為抽出で回数、場所を決めていくということはござりますが、回数は年二回以下、そしてまた

全体としてこの検査の回数の合計は申告事業所数の五%，または二十回以下という条約上の定めがござります。

なお、申し忘れましたが、先ほど申し上げまし

た表一割につきましては、年十回以下という定めがございますので、このような範囲で検査が実施されるということを想定いたしております。

○長谷川清君 大分わかつてまいりました。

ここに至りますまでの間に I C F T U や I C E F 、そういう機関がハーケの事務局の方に文書をもつていろいろと要望を出している点がございました。

それは当然条約の中には入つておりますけれども、幾つかあります。その中の一つとして、工場等に外国の青い日をした人たちがいろいろ入ってきます。そして、そこには工場の職員が立ち会つてまいりますね。説明役が何かで。いろいろには人がかかわりますから、そういうことの結果、結果的にいろんな不利益が及ばないよう

にという点なんです。

これはやりとりでありますから、企業にとって非常につらいようなことがぱっと発言に出たり、それらのことのゆえをもつて、一番厳しいのは解雇とか、あるいは昇給昇格とかいろんな部分でその職員に不利益が及ばないようについて点を国際機関の労働組合は提出したんですねけれども、それは結局は採用されていないんです。それは内容が悪いからというのではなくて、各國全部にかかわっていくわけありますから、いろんな国がありますので、それはそれぞれの国の方でという範疇だと、こういうことだと思うんです。ですから、そういう文言が入る入らないは別といたしまして、それらも大きな被害のうちの一つになりますから、ぜひ風評被害や何かの一つの中にも加えてそれらの犠牲が出ないように計らつていただきたい。マニュアルをつくるのなら、そういうマニュアルの中にきちんとそういう点も明確にしておいていただきたい、こう思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(清川佑二君) 立入検査の際にどのような形でその検査が実施されるべきかということと非常に密接に関係している御指摘でございました。

現在、この秘密保護のため、そしてまたこの条約に基づく検査がスムーズに行われるためには、ニュアルを作成しているところでございます。もちろん、このマニュアルは国際機関のモデルとの相関関係がござりますので最終的なものではございませんが、その策定に携わっているわけでございます。

今御指摘がございましたような問題、すなわち企業としてその場に立ち会う人はどのような人なのか、どのように対応すべきなのか、どこまでが義務となるのかというようなことにつきましても、このマニュアル等ではつきりさせていく。まだはつきりしませんが、例えば工場長等の管理責任者などに限ることとするとか、多くの点につきまして今の御指摘を念頭に置きながら私どももマニュアルの作成に携わつてまいりたいと考えております。

○長谷川清君 最後にお願ひでございますが、これからいろいろとやつていくわけでありますので、今申されましたよな諸点について企業の過大な負担というものが軽減されて、そして企業秘密も守られて、なおかつそういう風評被害のようないも起こさないで、そしてうまくこれが機能して国際条約の精神にのつとるような行動ができるということが、言うならば私は資金的な国際協力も一方にあると同時に、いいお手本をつくることが国際協力の最もものだと思うんです。

今私どもの社会では、原子力において国際平和利用という点は優等生の立場にあると思います。この部分においても、今度この機会にぜひそういう我々の行動を通じてお手本をつくると。そして、そのノウハウというものをそれぞれの国々にもこうしたらしいよというような感じで波及、水平展開できますように私も努力したいと思いまして。

以上をもちまして、私の質問を終わりました。

○小島慶三君 私が伺いたいと思っておりました

ことの大半は既にお答えをいただきましたので、ごくポイントを限つて、問題を限つてお伺いしたいと存じます。

大体、化学品というのは、これはもう本当に千差万別であり、また非常にお互いに連関性が強い、それから化学品と言うぐらい化けるものであります。ですから、これは非常に対象がとらえにくい、そういう性質を持っていると思うのであります。

今回のような条約、条約に基づく国内法の制定、これは全くそれだけの必要があると私も思います。そういう意味においては法律に賛成であります。ですが、問題になるのは、検査の対象になる化学品というのは、これは平和的利用のものであるのかあるいは兵器用途のものであるのかという、これについては同一のものが軍事品あるいは民生品として使われる、これは往々にしてあるわけであります。どういうふうな用途であるかということを見きわめる、それが検査でありましょうが、その検査のポイントというのは一体どこに置かれてているのか、今回の条約によつてはどういう形になつておるのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(清川佑二君) 条約機関の検査のポイントについてのお尋ねでござりますが、条約の中におけるこの条約によつては、それが検査の目的がそれぞれの表記に従いまして出ております。

例示的に第二の表記、すなわち、ここで言つております第一種指定物質に関して申し上げますと、このように条約には概要が書いてございます。

検査は、この活動が条約に基づく義務に従つていること及び申告において提供された情報に合致するが、このように規定されています。そして、事業所における検査は特に次のことを検証することを一般的な目的とする。そして、事業所における検査は特に次のことを検証するとございまして、第一に、表一の化学物質が存在しないこと、特にその生産が行われていないこと。つまり、この法案に言います特定物質でございますサリン、ソマン、タブンといった毒性の強い民生用途がほとんどないものにつきまして、そのような化学物質が存在しないことを確認する。

そしてまた、第二に、表二の化学物質の生産、加工、消費の水準が申告に合致していること。そして第三に、そのような物質がこの条約によって禁止されている活動のために転用されていないこと。つまり、この法規がお答えになつたことであるいは尽きているのかもしれません。それで、これは先ほど大臣がお答えになつたことであるいは尽きているのかもしれません。要するに今回のような必要があつて規制する場合でも、これは化学品というものの性質上、いろいろ

としてまた、第二に、表二の化学物質の生産、加工、消費の水準が申告に合致していること。そして第三に、そのような物質がこの条約によって禁止されている活動のために転用されていないこと。つまり、この法規がお答えになつたことであるいは尽きているのかもしれません。それで、これは先ほど大臣がお答えになつたことであるいは尽きているのかもしれません。要するに今回のような必要があつて規制する場合でも、これは化学品というものの性質上、いろいろ

ベースがあつてそれから新しいものがどんどん出てくるというわけでありますから、行き過ぎた規制によって新しい産業発展の芽が摘まれないようぜひお願ひをしたいと思います。この点はどういうふうにお考えになつておられますか、伺いたいです。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 確かにこの法律におきまして、その目的からして新たな規制を生み出すということは委員の御指摘のとおりであります。しかし、私は規制といつものだとは思つておらず、私は規制といつものだとは考えておりません。かつて我々が野党の立場にありますと、細川内閣のときであつたと記憶をいたしますが、平岩研究会と言われる研究会が規制緩和についての報告を提出され、その別表を見て私は激怒したことがあります。なぜなら、暴力団対策法から毒物及び劇物取締法、さらには銃砲刀剣類所持等取締法、こうした法律が規制緩和の対象法律としての別表に掲載されていたからであります。そんな不まじめな話あるかというのが、本気で私はそのころ怒った中身であります。ある意味では、今回この法律が新たな規制を生む部分は、まさにそうした社会的に安全を守つていくという視点からの規制でありますし、これは私は許容されるものであると思います。

問題は、委員が御指摘になりましたように、その規制といつもの行ひ過ぎて新たな産業技術の芽を摘むことがないようにしなければならないと思います。この点は通産省としても十分脳裏に刻み込みながらこの法律の運用に当たつてしまひたいと、そのように考えております。

○小島慶三君 ありがとうございました。

○市川正一君 各委員がそれぞれ総論、各論において論じられましたので、私も重複を避けて数点に限つて確認をいたしたいと思う。

私の予定していた第一問は、この法案の規制対象となる化学物質の多くは、化学兵器に使われる

こともあるが、同時に産業活動や国民生活にも不可欠なものが多いと思う。この法律による規制は、正常な産業活動や国民生活に可能な限り支障を与えないようしなければならないと思うが、法律の運用における考え方を確認いたしたいという

が第一問であります。先ほど来、そして特にただいま大臣から御答弁がありましたのでこれはもうバシいたします。

第二問でありますけれども、これは新しい問題でございますが、化学兵器は御承知のように先端技術産業であります。国際的にも技術開発にしおぎを削つてゐる産業分野であります。国際機関に対する必要な情報の申告あるいは検査に伴つて、化学産業にとつて重要な技術情報をはじめとした企業秘密を開示される可能性があるんですあります

が、こうした広い意味での知的財産権を保護する十分な対策は行われているんでしょうか、伺いたいです。

○政府委員(清川佑二君) 化学物質の技術先導性についての御指摘がございましたが、まことに御指摘のとおり企業秘密、企業情報の保護、確保といふものが非常に大きな課題でございまして、この化学兵器禁止条約におきましても、企業情報の機密性の確保について十分留意すべきものとされているところでござります。

具体的には、この条約の秘密情報の保護に関する附帯書におきまして、秘密情報の取り扱いに関する規則、検査官も含めた条約機関職員の守秘義務あるいは検査における秘密の保護、守秘義務違反の場合の手続などが定められておりまして、企業の秘密情報の保護が図られることになつております。

我が国といたしまして、一つには、今後国際会議において策定されます具体的な検査手続の検討の場におきましてこういった点について十分意見を申し述べることが必要であると考えております。また、各施設ごとに条約機関と各条約の締約国との間で締結されまする施設協定などにおきま

めていくということを考えております。

また、実際に検査の場合でござりますけれども、この条約に基づきまして政府職員が立ち会うといふことになつておりますが、その場合に秘密保護に十全の配慮ができるようきちんとしたマニュアルをつくり、かつ訓練もし、このような形で秘密保護対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○市川正一君 仮に、重要な技術情報を漏えいして当該化学企業が損害をこうむつたような場合はどうなるのか。今御説明があつたにもかかわらず、御承知のように条約は、国際機関は技術事務局の構成員による秘密の扱いに関する違反について損害賠償責任は負わないと、こうなっています。

まず、外務省に伺いますが、これでいいですか。○説明員(門司健次郎君) ただいまの規定の趣旨でござりますが、技術事務局の構成員の一定の行為によつて損害をこうむつた者が訴えを提起した場合に、機関はこの規定の存在を主張することによって損害を賠償する責任を免れることができます。ところを定めたものでござります。

ほかの国際機関についてでございますが、同様の趣旨の規定を置くものといたしましては、例えば国際連合の特権及び免除に関する条約というものがございまして、この条約では、例えば国際連合は「あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する」という規定をしております。

○市川正一君 結果として僕はざる法になつてはまずいと思うんですね。それは国内法との関係から言いましても、化学工業の分野で非常な開発競争が国際的規模でも行われているときに、信頼して情報を提供した国際機関からその情報が漏れて何の補償もないというのならば、正確な情報が提供される保証はないし、また秘密情報のとられつ放しになる。どの国がとほ申しませんが、往々にしてこういうことをやるところがありますんでですね。

したがつて、通産省としてもこういう事態に対応する対策といいますか、こういうことは御検討なさつてあるでしようか。

○政府委員(清川佑二君) 当条約についての規定ぶりにつきましては今外務省からお話をあつたところです。ただし、その場になつて法律上責任を追及する、訴えるということではやはり十分ではないと考えます。それに至る前の予防措置が極めて重要である私どもは考へておられるだけです。

この条約上、損害を与えた条約機関職員の裁判権からの免除が秘密漏えいなどあつた場合には剥奪されるということにもなるわけでござりますから、当該職員個人に対しても責任を追及するということになつております。ただ、その場になつて法律上責任を追及する、訴えるということではやはり十分ではないと考えます。それに至る前の予防措置が極めて重要である私どもは考へておられるだけです。

○政府委員(清川佑二君) 当条約についての規定によりますと、この場合に秘密保護の権利をもつては、他国に化学兵器を捨てておる国は、その化学兵器を廃棄するため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する

ことになつてます。梶原さんがさつき提起した大変であると考えて対応いたしております。

○市川正一君 万全を期していただきたいと思いまして、當省職員も検査に立ち会う、このような形で私どもとしては機密防衛、企業秘密の漏えいに至る前の予防措置を十全に払つていくことが極めて大切であると考えて対応いたしております。

○市川正一君 先ほど来、中国での遺棄化学兵器問題が出来ました。条約では、他国に化学兵器を捨てておる国は、その化学兵器を廃棄するため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する

旨のことをおつしやつたと理解したんですが、それでいいんですか。

私は、この条約の精神から言つても、またあの侵略戦争の戦後処理の立場からしても、さらにこの条約の実効性を国際的に示す、日本が積極的に貢献するという立場からも、この問題についてはやはりもっと能動的積極的な対処を協議を含めてやるべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(野本佳夫君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたのは、厳密な法的な意味で、双方が当事国にならない限りこの条約の権利義務はその当事国において発生しないということを申し上げました。

ただ、中国のいわゆる遺棄化学兵器の問題につきましては、中国からもう既に、これは九〇年でございますが、その遺棄化學兵器の処理につきまして要請がございまして、既に我々は日中間で協議をし、及び日本から視察も行い、調査も現在行つてゐるわけでございます。日中間で話をいたしましても、やはり現状を把握することが処理をするにしましても一番大事なことであると、こういうことでございまして、去る一月下旬から今週初めにかけても日本から調査団を出している次第でございます。

その意味で、今後さらに事実関係の把握に努める必要がございますが、我が国は、日中共同声明それから日中和平友好条約という日中関係の観点から、またこの化学兵器禁止条約の精神を踏まえて、具体的な処理のあり方につきまして今後さらにお中国側と相談をしてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○市川正一君 梶原さん、そういうことだそうです。よくわかりました。

時間がないので、もう一点。この遺棄化學兵器問題というのは中国だけなんですか。ほかの例え

ばアジアの国にもあるんでしょうか。

○説明員(高松明君) 私どもがただいままでに承知している限り、中国との間にこの問題があるだ

けということをございます。他の国からそういう具体的な申し立てといいますか、申し入れあるいは問題提起といったものはございません。

○市川正一君 私は、やはり積極的に日本の側からも調べる必要があると思いますので、外務省としてひとつ対処していただきたい。

最後に私は、改めてこの化学兵器禁止条約を歓迎するとともに、人類にとって最大緊急課題になつている核兵器の廃絶、すなわち実験、開発、生産、貯蔵及び使用の全面禁止並びに廢棄の実現のために我々が奮闘することが大きな国際的責務であるということを表明し、時間が余つてございました。

○委員長(久世公義君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

平成七年四月四日印刷

平成七年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

F